

第 三 期

川俣町 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
川 俣 町

はじめに

本町では、川俣町の将来を担う若い世代が健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりをめざし、「子どもの笑顔があふれるまち かわまた」を基本理念とし、町民の様々なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成 27 年 3 月に「川俣町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでまいりました。



さらに、令和 2 年 3 月には第二期計画（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、給食費や保育料の無償化や出産祝金の拡充など、時代とニーズに沿った子育て支援事業を推進しております。

このたび、第二期計画が令和 6 年度末をもって終了することから、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」という計画策定の基本方針のもと「第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、これまで進めてきた子ども子育て支援の取り組みをさらに充実し、本町で子育てするすべての方が質の高い幼児期の教育、保育を受けることができるよう、町民・地域・企業・行政など町全体で子育てを支え「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」をめざしています。

結びに、この計画の策定にあたり、「川俣町子ども・子育て支援推進委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました関係各位に心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

川俣町長 藤原 一二

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の背景	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 他計画との関係	4
第4節 計画の期間	5
第5節 制度改正等のポイント	6
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
第1節 統計にみる現状	9
第2節 アンケート調査結果の概要	16
第3章 計画の基本方針.....	29
第1節 めざすまちの姿（目標）	31
第2節 基本施策	32
第3節 施策体系	33
第4章 子育て支援施策の展開	35
第1節 母子の健康の保持・増進	37
第2節 地域における子育ての支援	42
第3節 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	47
第4節 子どもを育てやすい環境の整備	52
第5節 支援が必要な子どもへの支援	56
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく事業の展開	63
第1節 子ども・子育て支援制度の概要	65
第2節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施期間.....	68
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	71
第6章 計画の推進.....	81
第1節 計画の推進体制	83
第2節 計画の進行管理	84
資料編.....	85
第1節 策定の経過	87
第2節 川俣町子ども・子育て支援推進委員会規則	89
第3節 川俣町子ども・子育て支援推進委員会委員名簿	91
第4節 用語集	92

用語集について

用語に「※」印があるものは、
資料編 第4節 用語集に用語解説があるものを表しています。

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

川俣町（以下、本町という。）においても、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「川俣町子ども・子育て支援計画」を策定し、本町の実情に応じた幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

さらに、令和元年5月には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、「3歳以上のこども園等利用料（保育料）の無償化」等の少子化対策のほか、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第二期川俣町子ども・子育て支援事業計画」（以降「第二期計画」という。）を令和元年度に策定し、子ども・子育て支援等のさらなる充実を図ってきました。

しかし、少子化の流れは留まることなく進行し、人口減少を加速化させております。国では、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化・人口減少に歯止めをかけられるかどうかの重要な分岐点であり、最後のチャンスであるという認識のもと、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。この「こども未来戦略」に盛り込まれた、今後3年間を集中的に取り組む具体的施策である「加速化プラン」を着実に実行するため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

また、近年では、子どもの貧困が社会問題となっており、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」においては、市町村において子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされているなど、対応すべき課題となっています。

これを受け、本町では、子ども・子育て施策のさらなる充実や少子化対策を図るため、第二期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、利用者へのアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた事業量等を見直しました。子どもの貧困問題に対しては、令和4年度に「子どもの生活実態調査」を実施し、子どもや家庭の実態把握を行いました。

その上で「子ども・子育て支援推進委員会」等で議論を重ね、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする『第三期子ども・子育て支援事業計画』（以降「本計画」という。）を策定しました。本計画は「次世代育成支援行動計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」としての内容も含まれます。

本計画では、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、町民・地域・企業・町が協働で、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」をめざすことを目的として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

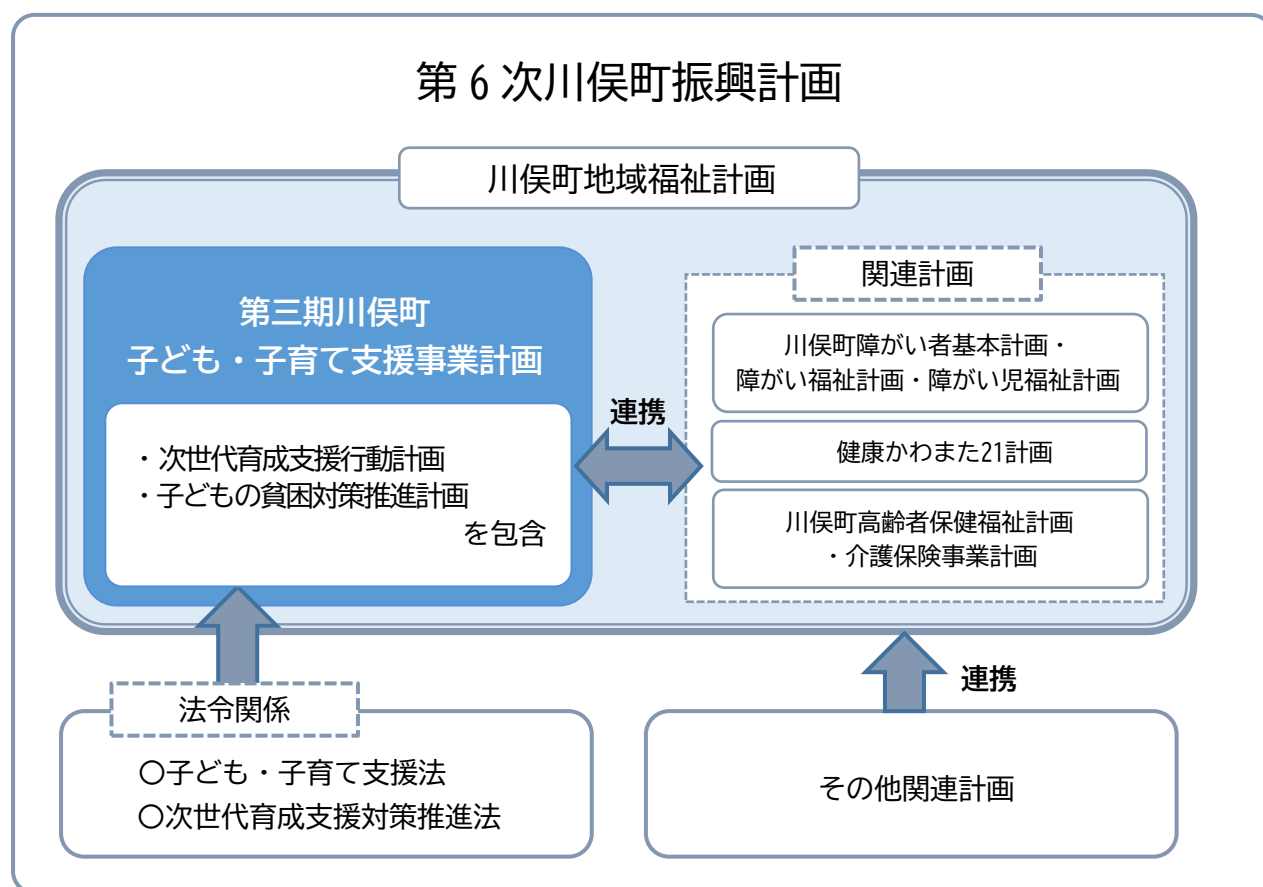
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」として、国の定めた基本指針等に即して、策定するものです。

また、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日まで再延長されたため、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進するものです。

第3節 他計画との関係

本計画は、最上位計画である「第6次川俣町振興計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画及び各種福祉計画とも連携がとれた計画として策定しました。

■計画の位置づけ



第4節 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を期間とします。

ただし、本町のおかれている現状を踏まえ、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期川俣町 子ども・子育て支援事業計画									
					第三期川俣町 子ども・子育て支援事業計画				

第5節 制度改正等のポイント

1 子ども・子育て支援法等の一部改正

令和6年6月に「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部が改正となり、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設となりました。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、市町村におけるこども家庭センター※の設置の努力義務化や子育て家庭への支援の充実等、基本指針の規定が改正されるとともに、その他所要の規定の整備が行われました。

(1) 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に新設された事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等が規定されました。

(2) こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等が規定されました。

(3) その他所要の改正

基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正が行われました。

第2章 本町の子ども・ 子育てを取り巻く現状

第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計にみる現状

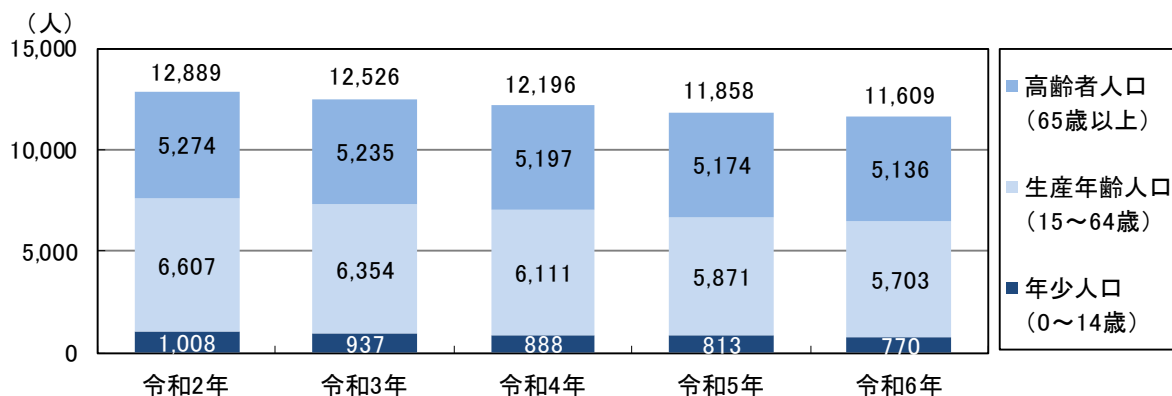
1 人口の推移

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和6年では11,609人と、4年間で約1,300人の減少となっています。

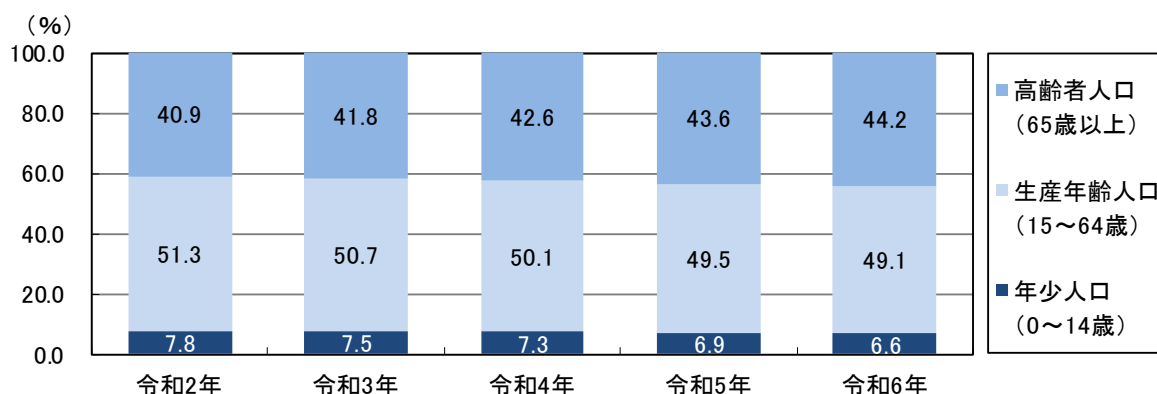
また、年齢3区分別人口割合は、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）割合が増加していることから、高齢化が進行していることがうかがえます。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移

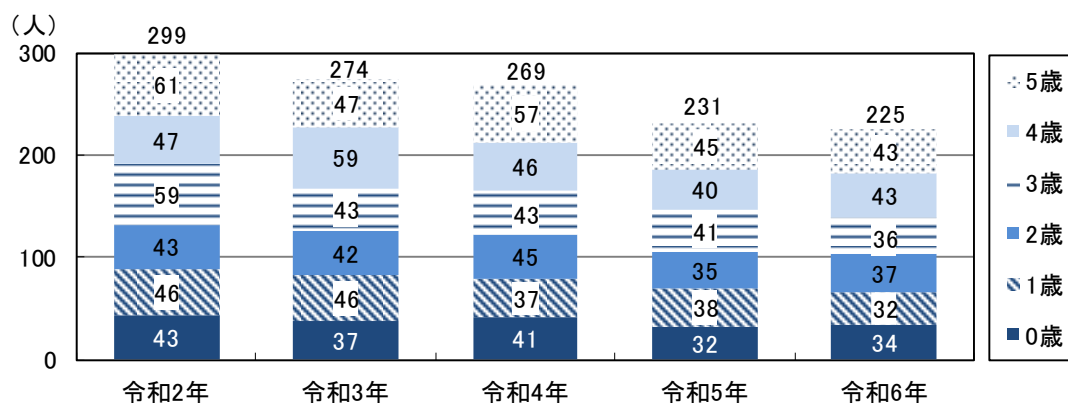


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 0～5歳の年齢別人口の推移

0～5歳の年齢別人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年では225人と令和2年から2割以上の減少となっています。

■0～5歳の年齢別人口の推移

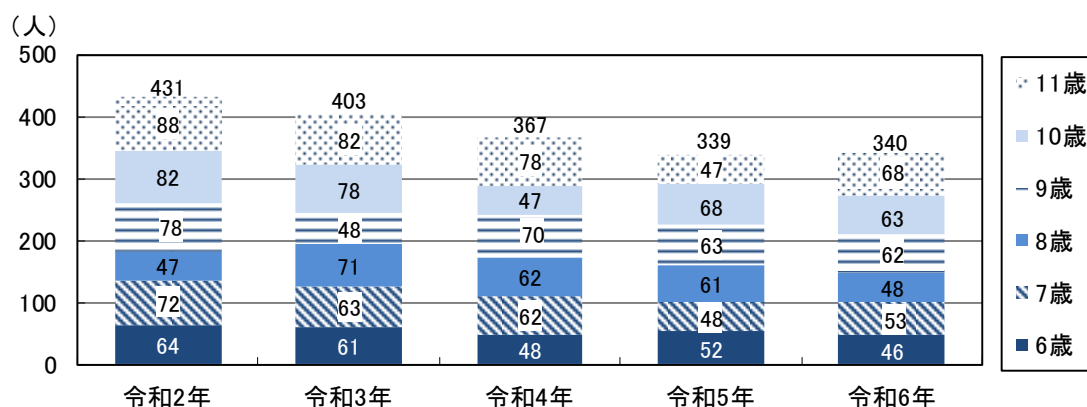


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 6～11歳の年齢別人口の推移総人口・年齢3区分別人口の推移

6～11歳の年齢別人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年では340人と令和2年から2割以上の減少となっています。

■6～11歳の年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

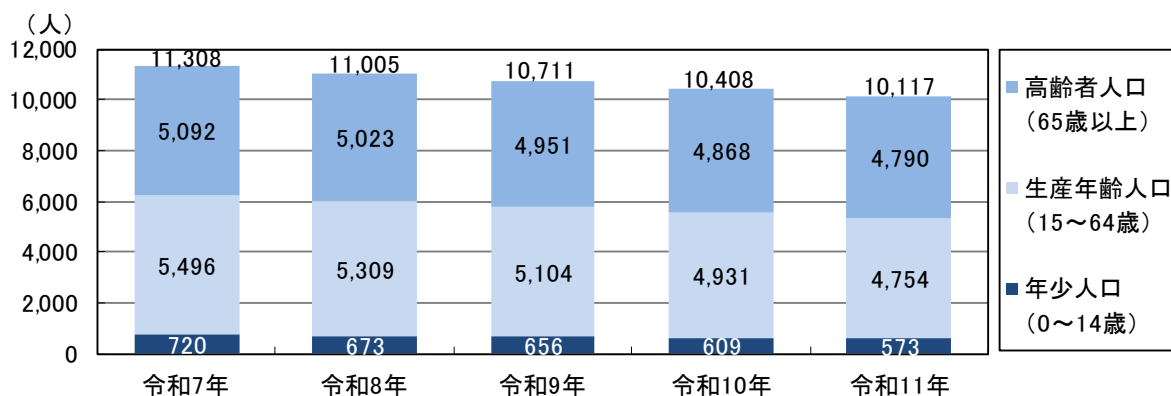
2 人口の推計

(1) 総人口・3区分人口の推計

総人口の推計をみると、今後も人口が減少し、令和11年では10,117人となることが予測されます。

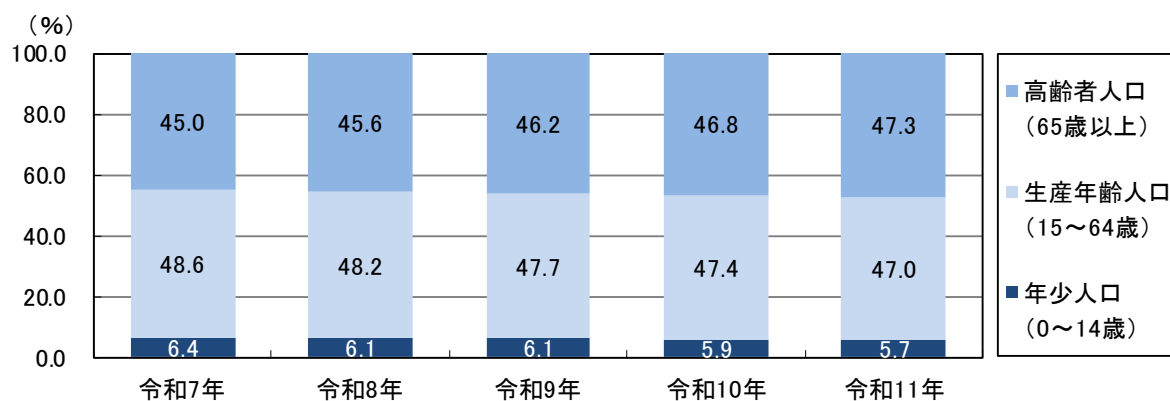
また、年齢3区分別人口割合の推計をみると、年少人口の割合は減少し、高齢者人口の割合が増加していることから、少子高齢化が一層進行していくことが考えられます。

■総人口・年齢3区分別人口の推計



住民基本台帳からコーホート変化率法※による推計（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口割合の推計

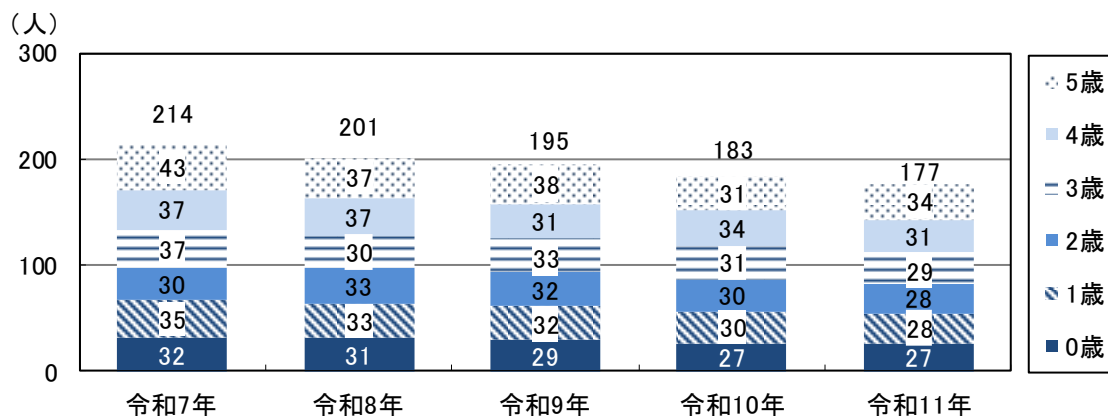


住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日現在）

(2) 0～5歳の年齢別人口の推計

0～5歳の人口の推計をみると、すべての年齢で人口が減少し、令和11年では177人となることが予測されます。

■0～5歳の年齢別人口の推計

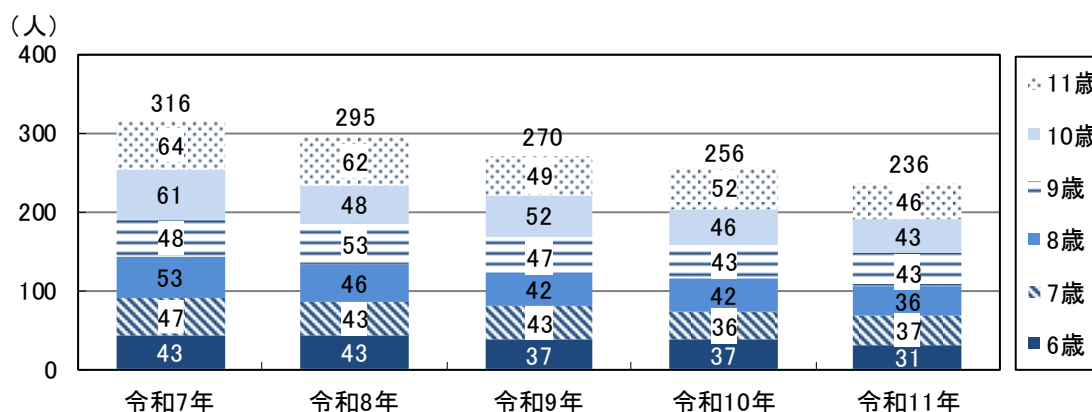


住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日現在）

(3) 6～11歳の年齢別人口の推計

6～11歳の人口の推計をみると、すべての年齢で人口が減少し、令和11年では236人となることが予測されます。

■6～11歳の年齢別人口の推計



住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日現在）

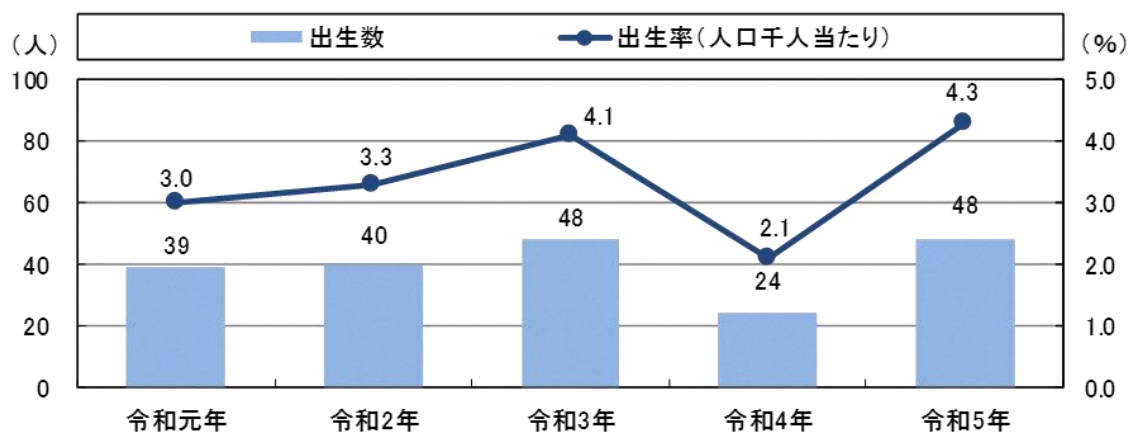
注：コーホート変化率法は過去の実績人口の動勢から変化率を求め、その変化率に基づいて将来の人口を推計する方法です。例えば、ある年の1歳人口は1年後には2歳となりますが、その間の人口動態を分析し、これから導出された傾向を基準として1歳人口に乘じることで、1年後の2歳人口を推計しています。そのため、ある年の1歳人口は1年後の2歳人口とイコールにならない場合があります。

3 出生の状況

(1) 出生数及び出生率の推移

出生数をみると、令和元年以降、令和4年を除き40～50人前後で推移しており、増減を繰り返しています。

■出生数・出生率の推移



資料：人口動態統計

4 主な子育て支援サービス事業の状況

(1) すみよし保育園入所児童数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	18	13	19	閉園	
1・2歳	37	44	48		
3歳	26	16	21		
4・5歳	55	49	47		
利用人数合計	136	122	135		
定員	130	130	130		
入所率(%)	104.6	93.8	103.8		

資料：福祉行政報告(各年3月1日現在)

(2) 町立幼稚園入園児童数の推移

単位：人

	令和 2 年				令和 3 年				令和 4 年				令和 5 年				令和 6 年			
	3 歳	4 歳	5 歳	合計	3 歳	4 歳	5 歳	合計	3 歳	4 歳	5 歳	合計	3 歳	4 歳	5 歳	合計	3 歳	4 歳	5 歳	合計
福田	休園(H28～)												閉園							
川俣	休園(H30～)												閉園							
川俣南	0	6	4	10	0	7	7	14	0	7	7	14	閉園							
富田	20	14	21	55	9	21	14	44	16	11	20	47	閉園							
山木屋	休園中(H25～)																			
計	20	20	25	65	9	28	21	58	16	18	27	61								
入所率	32.5%				29.0%				30.5%											

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

(3) かわまた認定こども園入園児童数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳				6	9
1歳				29	18
2歳				25	26
3歳				36	35
4歳				40	40
5歳				38	42
利用人数合計				174	170
定員				212	212
入所率(%)				79.2	75.9

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

(4) 子育て支援サービスに関わる実績

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
時間外保育事業（延長保育）（延人／年）		28,920	27,150	27,213	23,155
放課後児童健全育成事業（実人／年）	低学年	38	49	47	50
	高学年	29	23	26	29
子育て短期支援事業（実人／年）		0	0	0	0
地域子育て支援拠点※事業（年間延利用人数）		869	793	772	1,570
一時預かり事業（年間延利用人数）		2,145	2,199	2,526	366
病児・病後児保育事業（年間延利用人数）		24	11	5	36
ファミリー・サポート・センター事業※（延人／年）		508	336	348	499
妊婦健康診査事業（延人／年）		386	546	394	393
乳児家庭全戸訪問事業（延人／年）		38	36	38	40
養育支援訪問事業（延人／年）		16	16	19	18
利用者支援事業（か所）		1	1	1	1

第2節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

本計画を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている町民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

2 実施概要

調査種別	項目	内容
①就学前児童 保護者調査	調 査 対 象	町内在住の就学前の児童のいる世帯
	調査対象者数	273 件
	調 査 方 法	郵送配布、郵送回収
	調査実施期間	令和 6 年 2 月 22 日(木)～3 月 12 日(火)
②小学生 保護者調査	調 査 対 象	町内在住の小学生の児童のいる世帯
	調査対象者数	342 件
	調 査 方 法	郵送配布、郵送回収
	調査実施期間	令和 6 年 2 月 22 日(木)～3 月 12 日(火)

3 回収結果

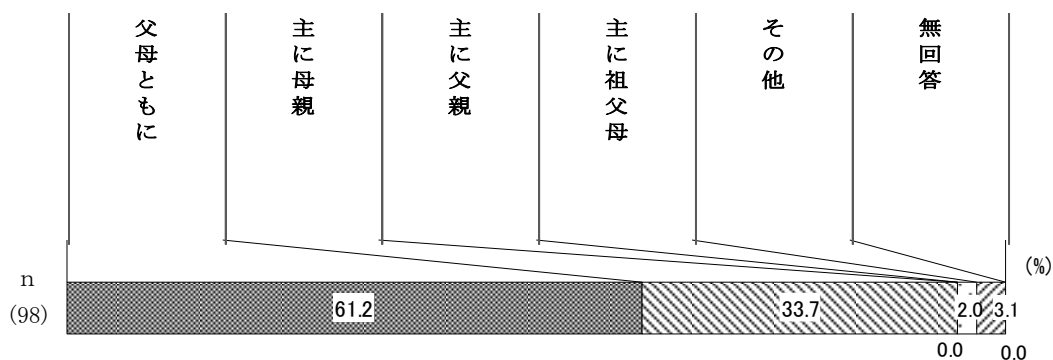
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童保護者調査	273 件	98 件	35.9%
②小学生保護者調査	342 件	120 件	35.1%

4 結果概要（就学前児童保護者調査結果より抜粋）

(1) 子育てについて

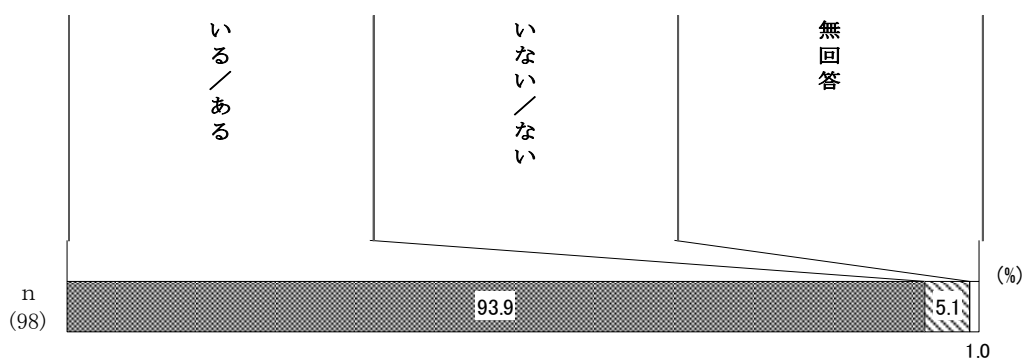
①主に子育てを行っている人

お子さんの身の回りの世話を主に行っている人については、「父母ともに」が61.2%と最も多く、次いで「主に母親」が33.7%となっています。



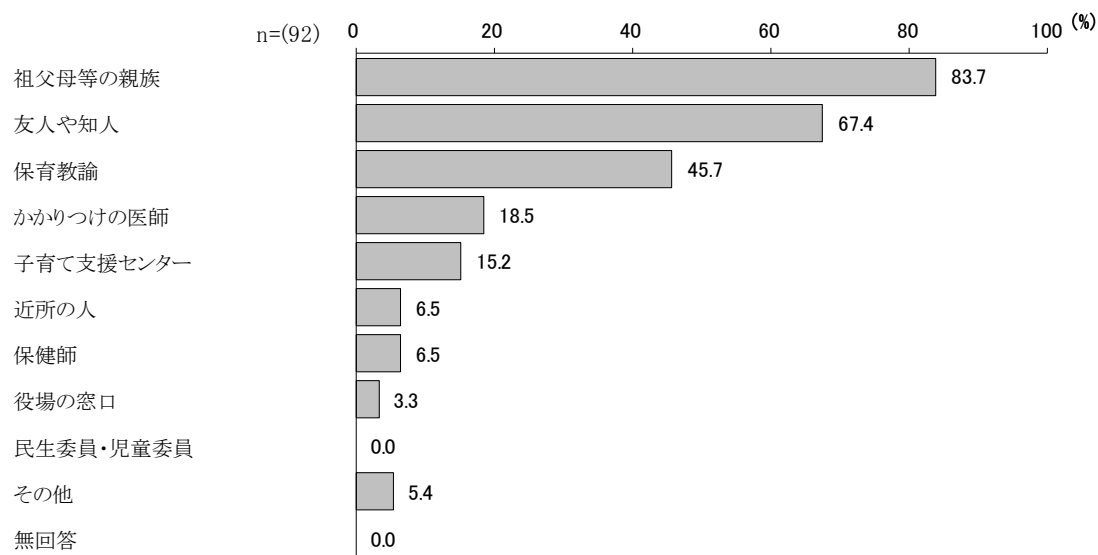
②気軽に相談できる人や場所の有無

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所があるかについては、「いる／ある」が93.9%と大半を占めています。また、「いない／ない」は5.1%となっています。



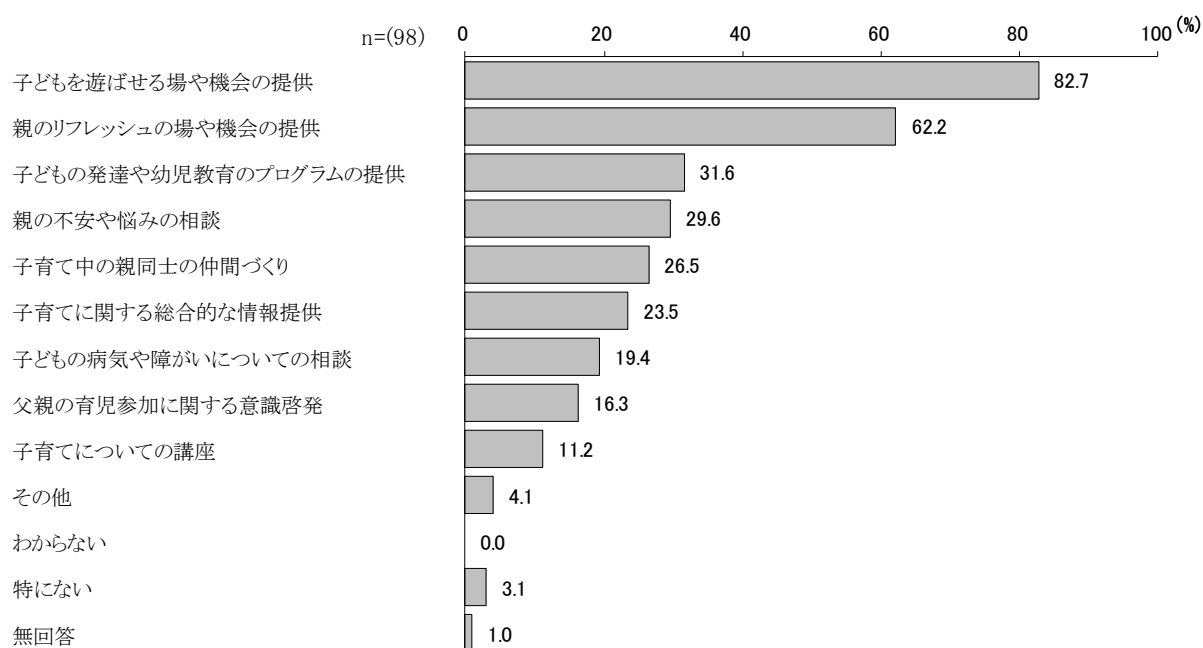
③子育てに関する相談先

お子さんの子育て（教育を含む）に関する相談先については、「祖父母等の親族」が 83.7%と最も多く、次いで「友人や知人」が 67.4%、「保育教諭」が 45.7%となっています。



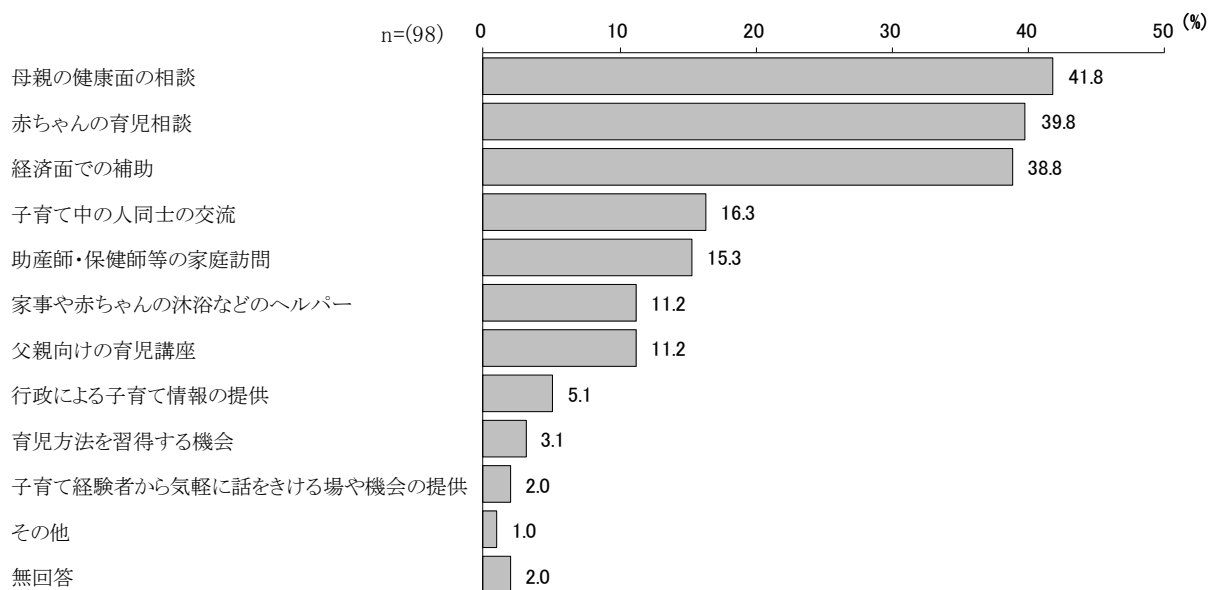
④子育てをする上で、必要な周囲からのサポート

子育てをする上で、必要な周囲からのサポートについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が 82.7%と最も多く、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が 62.2%、「子どもの発達や幼児教育のプログラムの提供」が 31.6%となっています。



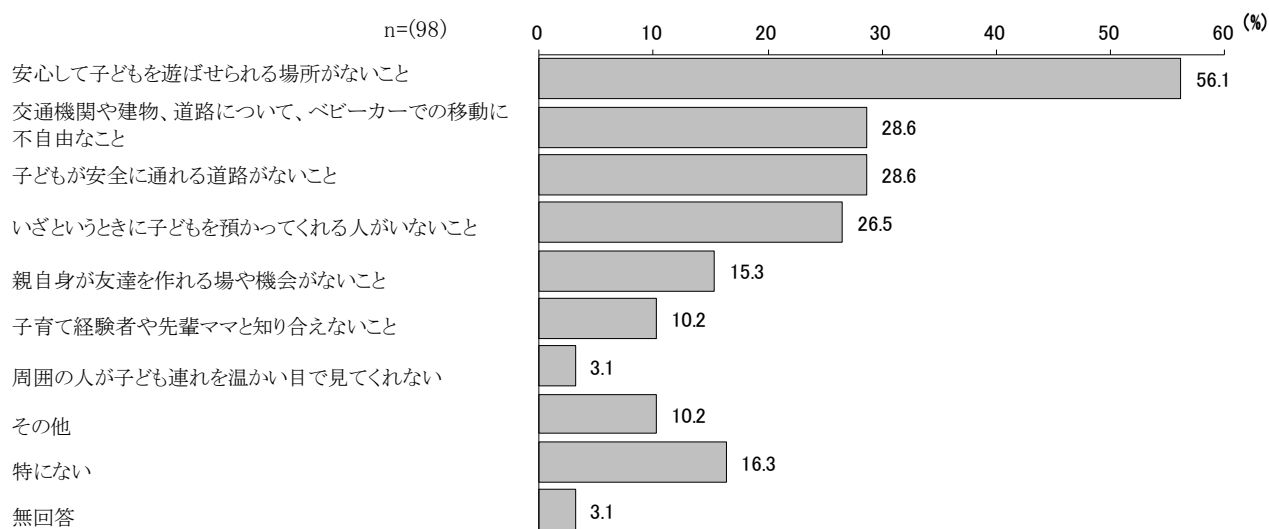
⑤妊娠中や出産後に重要なサポート

妊娠中や出産後に重要なサポートについては、「母親の健康面の相談」が41.8%と最も多く、次いで「赤ちゃんの育児相談」が39.8%、「経済面での補助」が38.8%となっています。



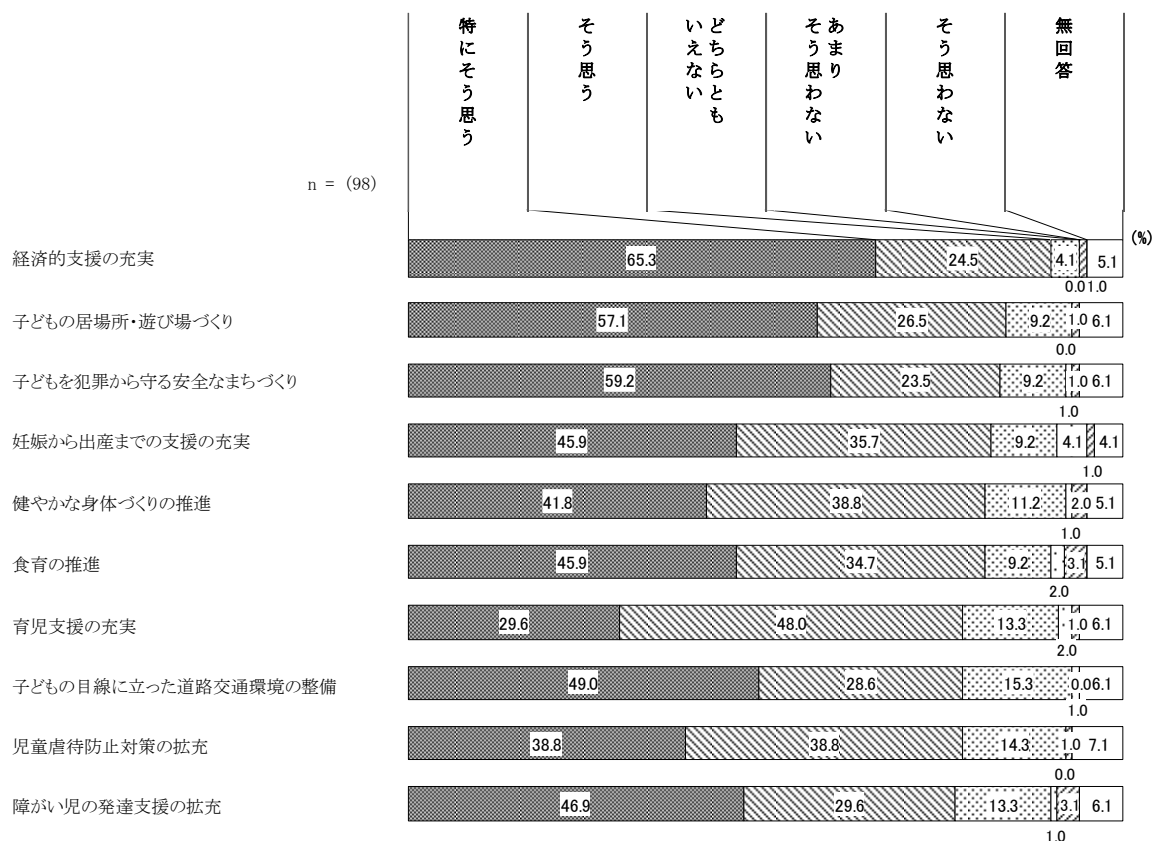
⑥子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと

子育て中に特に困ること、困ったことについては、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」が56.1%と最も多く、次いで「交通機関や建物、道路について、ベビーカーでの移動に不自由なこと」「子どもが安全に通れる道路がないこと」が28.6%となっています。



⑦今後注力すべき子育て支援施策

今後注力すべき子育て支援施策については、『そう思う（特にそう思う＋そう思う）』で「経済的支援の充実」が89.8%と最も多く、次いで「子どもの居場所・遊び場づくり」が83.6%、「子どもを犯罪から守る安全なまちづくり」が82.7%となっています。

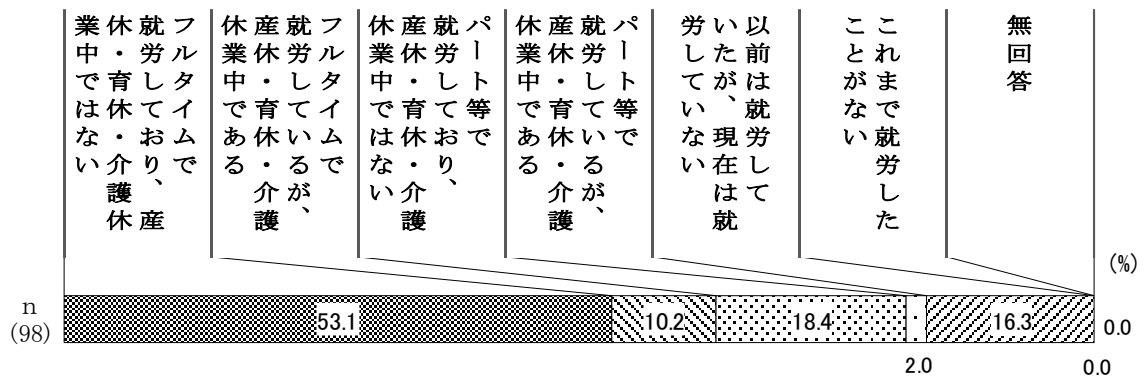


注：『そう思う（特にそう思う＋そう思う）』の割合が高い上位10項目を抜粋して掲載しています。

(2) 就労の状況について

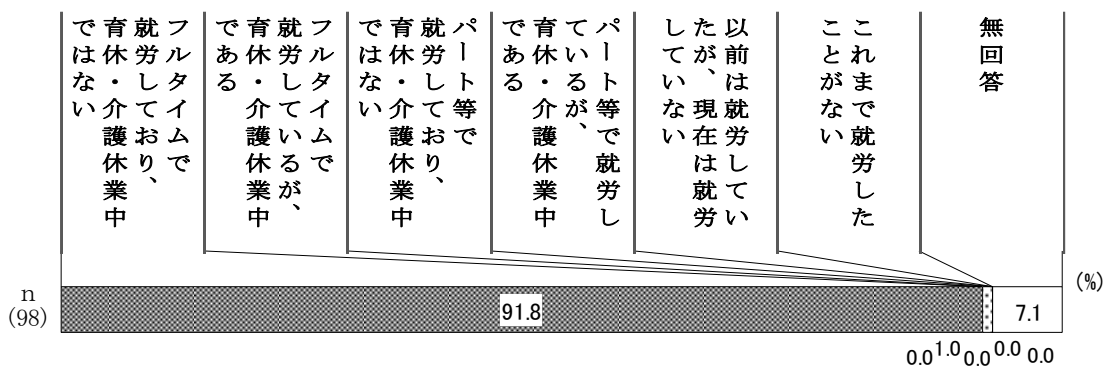
①母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が53.1%と最も多く、次いで「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.3%となっています。



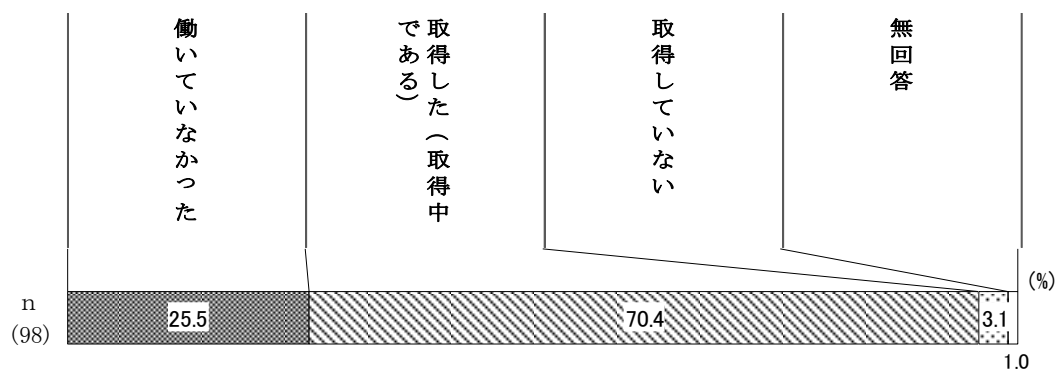
②父親の就労状況

父親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が91.8%と大半を占めています。



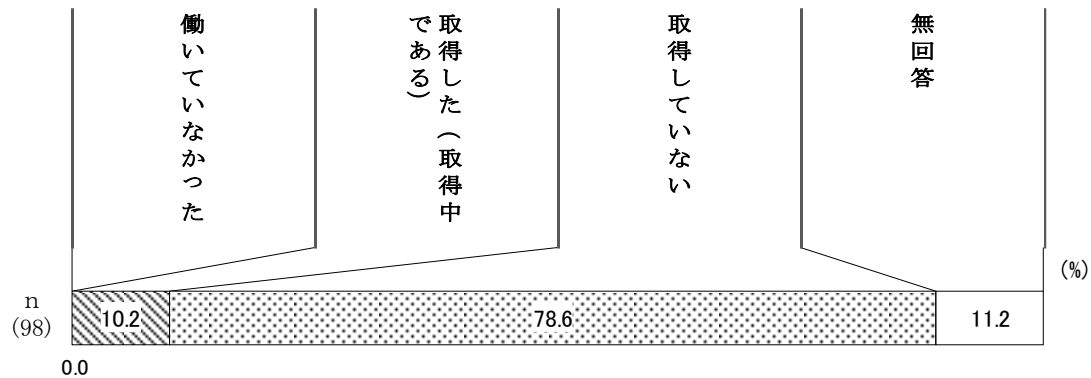
③母親の育児休業取得状況

子どもが産まれた時の母親の育児休業取得状況については、「取得した（取得中である）」が70.4%と最も多く、次いで「働いていなかった」が25.5%となっています。



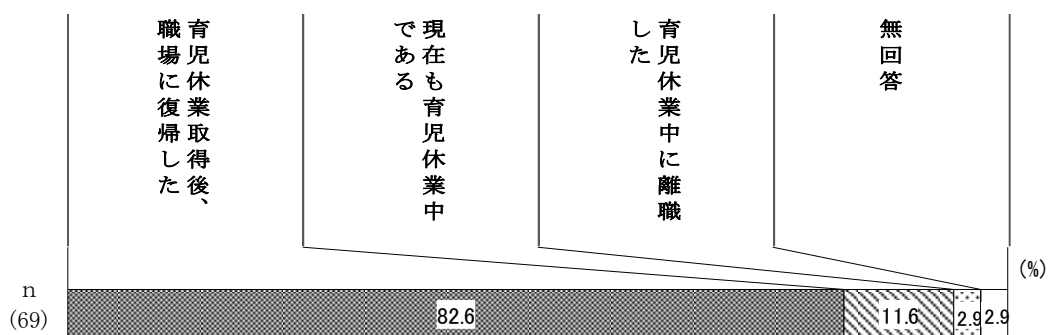
④父親の育児休業取得状況

子どもが産まれた時の父親の育児休業取得状況については、「取得していない」が78.6%と最も多く、「取得した（取得中である）」は10.2%にとどまっています。



⑤母親の育児休業取得後の職場復帰

母親が育児休業取得後、職場に復帰したかについては、「育児休業取得後、職場に復帰した」が82.6%と約8割を占めており、「育児休業中に離職した」は2.9%となっています。

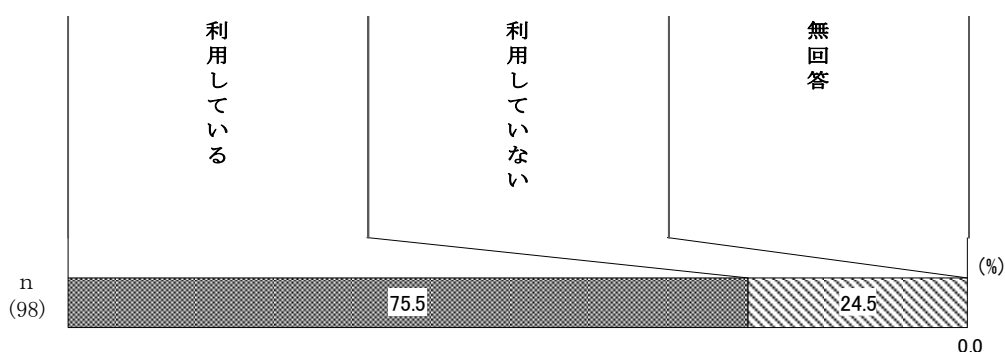


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

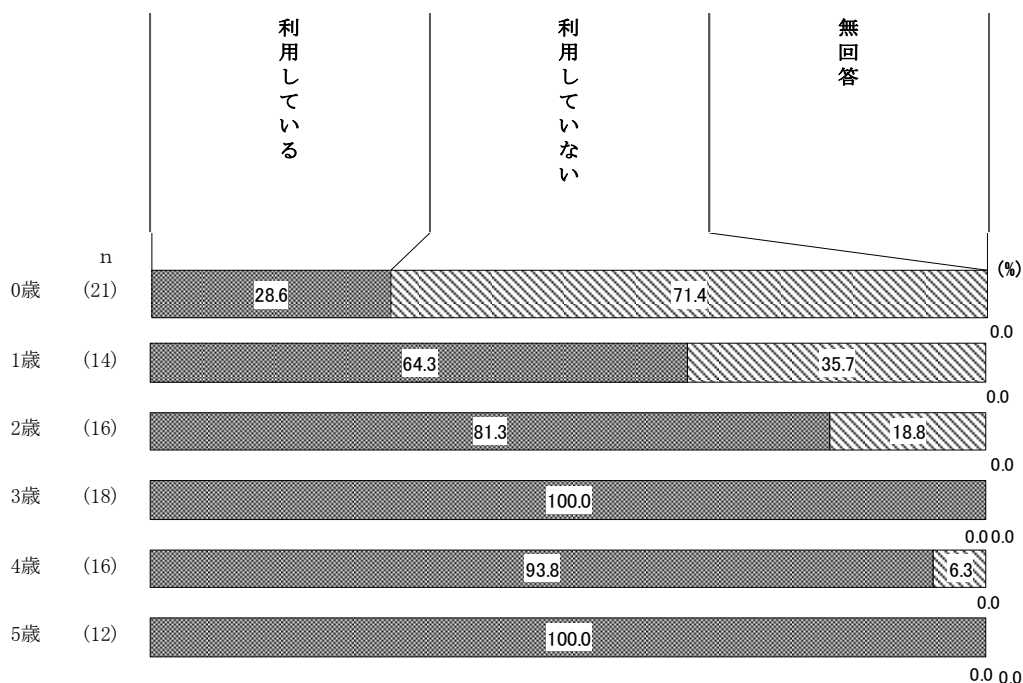
①平日の定期的な教育・保育のサービスの利用状況

定期的な教育・保育の事業の利用については、「利用している」が75.5%、「利用していない」が24.5%となっています。

子どもの年齢別にみると、0歳で「利用していない」が「利用している」を上回っているのに対し、1歳では「利用している」が約6割、2～5歳では「利用している」が8割以上と、「利用していない」を上回っています。

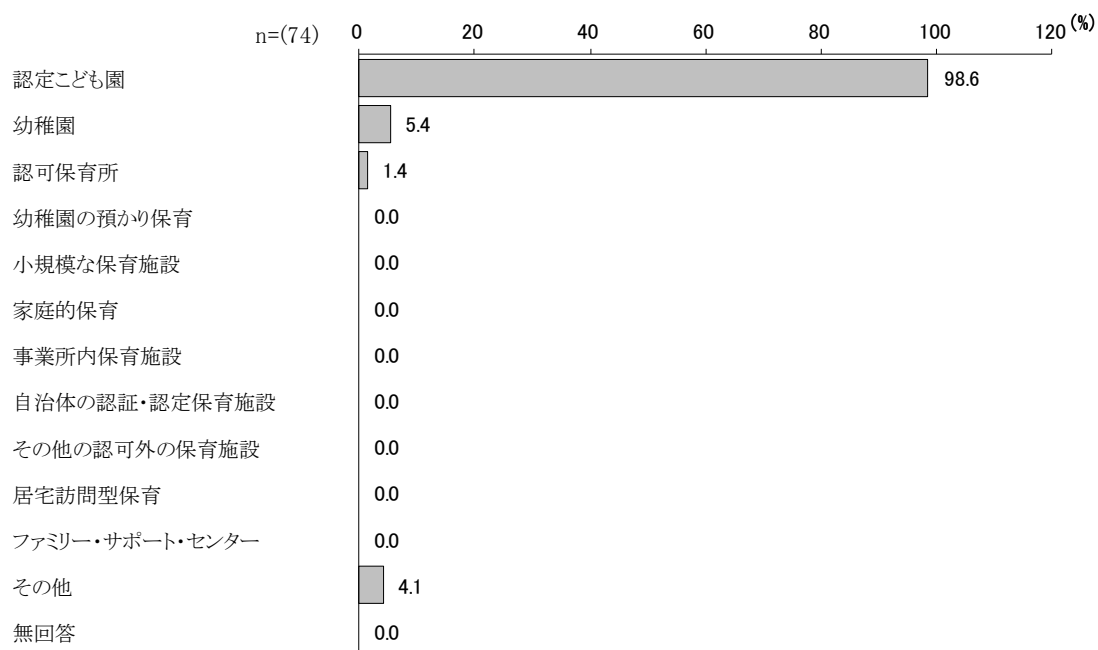


【子どもの年齢別／平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況】



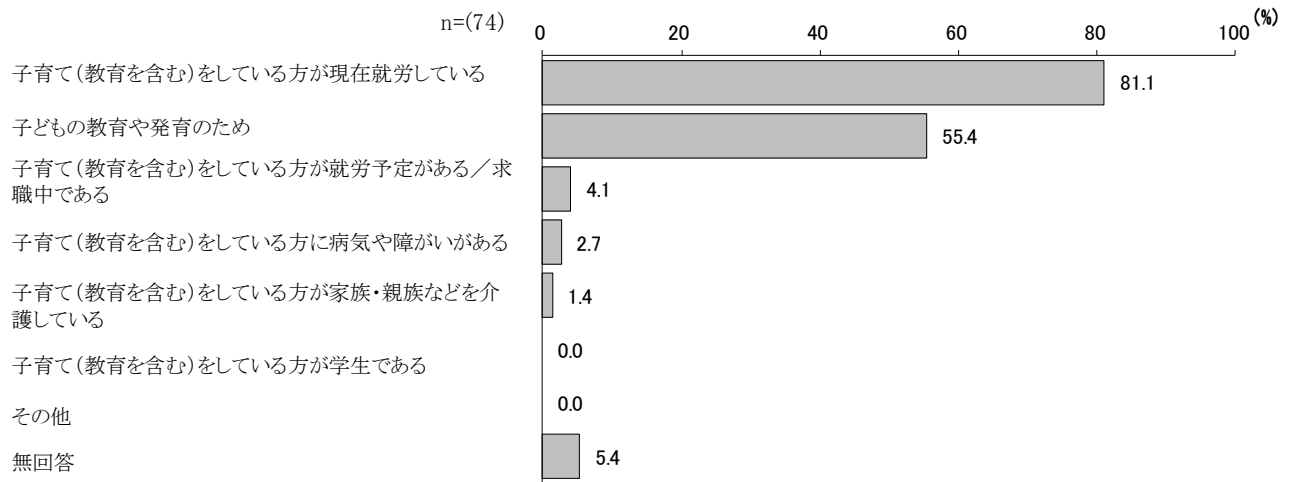
②定期的に利用している教育・保育事業

平日利用している定期的な教育・保育の事業については、「認定こども園※」が98.6%と最も多く、次いで「幼稚園」が5.4%となっています。



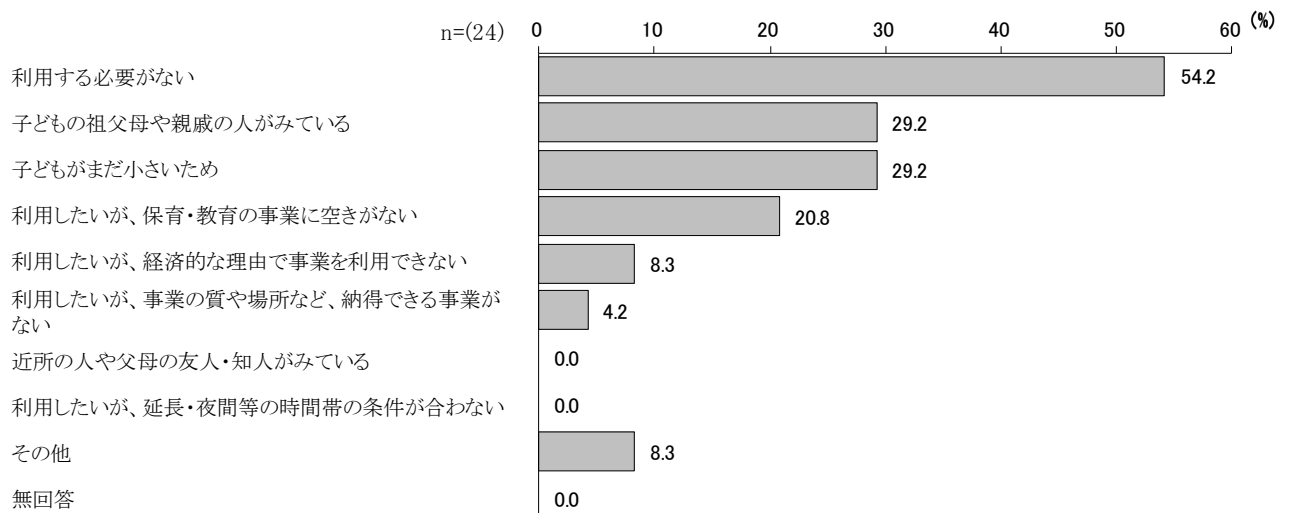
③定期的に教育・保育事業を利用している理由

平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由については、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が81.1%と最も多く、次いで「子どもの教育や発育のため」が55.4%となっています。

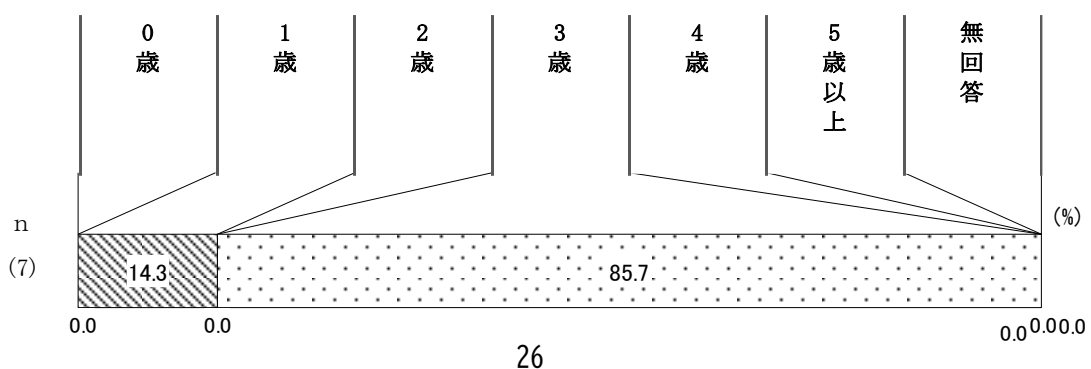


④定期的に教育・保育事業を利用していない理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由については、「利用する必要がない」が54.2%と最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」「子どもがまだ小さいため」がともに29.2%となっています。



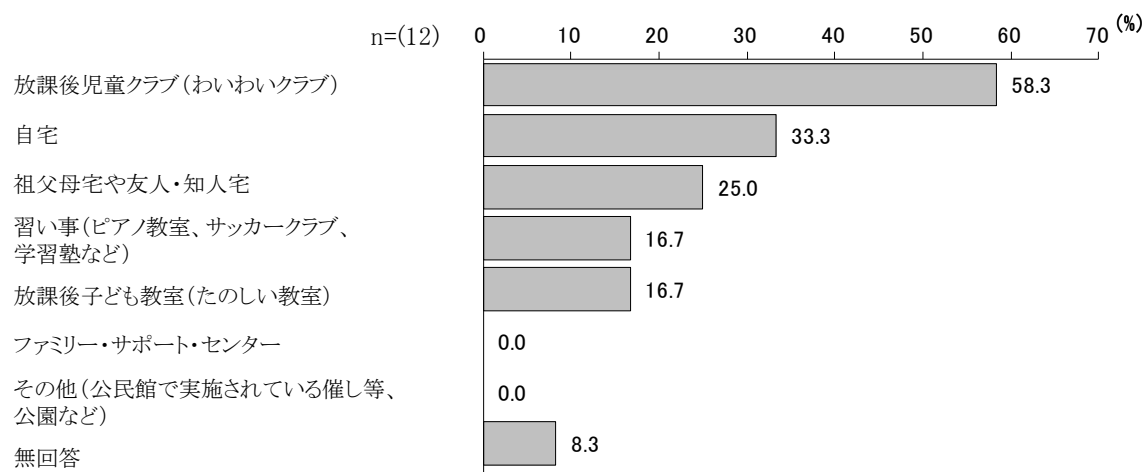
【利用を希望する子どもの年齢】



(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

①小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所

小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ（わいわいクラブ）」が58.3%と最も多く、次いで「自宅」が33.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が25.0%となっています。



第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

第1節 めざすまちの姿（目標）

「川俣町子ども・子育て支援事業計画」「第二期川俣町子ども・子育て支援事業計画」では、「第5次川俣町振興計画 後期基本計画」の将来像に沿う形で、めざすまちの姿を「子どもの笑顔があふれるまち かわまた」としていました。

また、「第6次川俣町振興計画」では、めざすまちの姿を「みんなの笑顔と若い活力にあふれ 自然豊かな 歴史と文化が薫るまち」としながら、「結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり」をめざして子育て支援・児童福祉を推進しています。

子どもは、将来の本町を担う大切な宝であり、本町で安心していつまでも笑顔で暮らせることは、今後少子高齢化が進行していく中で、本町の将来のためにも非常に重要なこととなります。澄んだ空気と清冽な水、緑に囲まれた自然豊かな本町において、引き続き子どもが安心して学び遊べる環境と、安心して子どもを産み、子育てのできる環境を整備し、誰もが自然に笑顔があふれるまちをめざしていきます。

そのため、本計画におけるめざすまちの姿は、第6次川俣町振興計画に沿いながら下記のように定めます。

めざすまちの姿

子どもの笑顔があふれるまち

～ **グツ** とスマイルかわまた ～



第2節 基本施策

今後子ども・子育て施策のさらなる充実や少子化対策を図るためには、町民・地域・企業・町が協働で、町全体で子育てを支え、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、めざすまちの姿を実現するために、次の5つの基本施策を設定し、施策を展開していきます。

基本施策1 母子の健康の保持・増進

- ・安全な妊娠・出産ができるよう身体的・精神的・経済的な支援の充実を図るとともに、母子の健やかな成長に向けて適切な支援を提供していきます。
- ・健康診査や訪問指導等を実施するとともに、相談体制を整備します。
- ・子どもの時期から正しい生活習慣と基礎体力を身に付けるための健康教育を推進するとともに、予防接種事業やむし歯予防の充実を図り、疾病予防と健康の増進に努めます。
- ・学校や地域での食育の機会の充実を図ります。

基本施策2 地域における子育ての支援

- ・利用者の多様化するニーズに対応し、一体的な教育・保育サービスの提供をめざして、認定こども園のさらなる充実を図ります。
- ・子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成を行います。
- ・身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の提供を進めるとともに、各種相談事業の充実にも努めます。
- ・町、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO等が連携・協力し、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

基本施策3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・子どもたちが自分らしく、安全に過ごすことのできる遊び場や居場所づくりに努めます。
- ・地域や学校での多様な体験や交流を通して生きる力や豊かな人間性を育むための機会、社会との関わりを実感できる機会の充実を図ります。
- ・体験的・問題解決的な学習の展開、生命を大切にする心や他人を思いやること、善悪の判断などの規範的意識等を身に付けるための道徳教育の充実など、学校教育の充実にも努めます。

基本施策4 子どもを育てやすい環境の整備

- ・ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けた意識啓発を行うとともに、仕事と子育てが両立できるような働きやすい環境をつくるための支援を推進します。
- ・男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、男女雇用機会均等法の制度理解を図る機会の充実や男女共同参画に関する意識啓発など、年齢や性別にとらわれない社会づくりを推進します。
- ・ガードレールの未設置場所の解消など安全性の高い道路や歩道整備を進めるとともに、チャイルドシート着用の啓発など交通意識の醸成のための取り組みを行います。また、子どもが犯罪等の被害に遭わないような安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

基本施策5 支援が必要な子どもへの支援

- ・障がいのある子どもや生活に困難を抱えていると考えられている子どもなど、支援を必要とするすべての子どもの生活の安定に向けた支援を行います。
- ・子ども一人ひとりが幸福に、愛情に満ちた環境の中で成長する権利を守り育むため、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する専門的な相談体制を整備します。

第3節 施策体系



第4章 子育て支援施策の展開

第4章 子育て支援施策の展開

第1節 母子の健康の保持・増進

1 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

◇現状・課題◇

近年では、急速に少子化や核家族化が進行し、共働き世帯の増加、地域連帯感の希薄化等による子育ての孤立化など、子育て世帯を取り巻く課題は様々です。

アンケート調査では、妊娠中や出産後に重要なサポートとして、「赤ちゃんの育児相談」や「母親の健康面の相談」など不安解消への支援も求められています。

このような中、本町では妊婦や乳児の個別訪問、各種健康診査など様々な場において、保健師や栄養士などの専門的なスタッフによる健康状態の把握や相談支援を行っており、必要に応じて川俣町こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という）を中心として関係機関と情報を共有しながら、母子の健康づくりと子育ての不安解消に向けた取り組みを進めています。

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、子どもがより健やかに育まれるために、今後は、さらに個々の母子の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていくことが必要です。

(1) 妊娠から出産までの支援の充実

妊娠・出産にかかる母子保健事業を通じて、安全な妊娠・出産ができるよう身体的・精神的・経済的な支援の充実を図るとともに、母子の健やかな成長に向けて適切な支援を提供していきます。

①妊婦一般健康診査	保健福祉課
全妊婦を対象として、15回までの妊婦一般健康診査にかかる費用の助成を行い、異常の早期発見や安全で安心な出産の支援を行います。また、産婦についても、産後健診の費用を助成するとともに、エンジンバラ [※] による産後うつ [※] のスクリーニングを行います。	
②妊産婦健康相談	保健福祉課
妊産婦に対して母子健康手帳配付時や家庭訪問等の機会を利用し相談を行います。また、随時電話相談を行います。	
③妊産婦訪問指導	保健福祉課
妊産婦とその家族を対象に、個別相談と電話相談で悩みに対応し適切な保健指導を行うとともに、ハイリスク妊婦に対する支援を積極的に行い、早期の継続支援につなげます。面談後には、妊婦記念品として育児用品等を配布します。	
④母子健康手帳の交付時の面談及び出産応援交付金等の支給	保健福祉課
母子の経過・発達状況を確認するため、保健師や栄養士により母子健康手帳の交付を行うとともに、交付時に保健師と面談を行い、継続した伴走型支援を行います。面談後には、出産応援交付金等を支給します。	

⑤産後ケア事業	保健福祉課
産後 1 年以内の産婦を対象に、助産所において助産師の専門的な支援を受けられる事業を継続して実施します。	
⑥新生児聴覚検査	保健福祉課
聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育が受けられるように、初回検査から再々検査まで、3 回の検査費用を助成します。	
⑦出産祝金給付金	子育て支援課
定住化の促進及び子育て支援として、出生時に祝金を支給し、出産を祝います。	
⑧育児支援家庭訪問事業	保健福祉課
出生児を対象に保健師が家庭訪問を行い、子育てに関する相談や指導を行うとともに、育児などの専門的な援助を行います。	
⑨妊娠・出産・育児情報の提供	保健福祉課
妊娠届出時に出産、育児に関する冊子を配布するとともに、子育て支援ガイドブックなどで本町の育児支援メニューの紹介を行います。かわまた元気っ子アプリ※をはじめ、町ホームページ等を活用し情報提供に努めます。	
⑩かわまた元気っ子アプリ等による情報の発信	保健福祉課
かわまた元気っ子アプリ、町ホームページ、SNS 等を活用し、情報の発信に努めます。	
⑪妊産婦タクシー助成事業	保健福祉課
母子手帳交付時に、妊産婦タクシー助成券申請書を配布します。また、希望者には自宅から医療機関、医療機関から自宅までのタクシー代を片道 12 回分助成します。	
⑫不妊治療費助成事業	保健福祉課
福島県不妊治療支援事業助成金に上乗せ実施し、費用の一部を助成します。	

(2) 育児支援の充実

乳幼児期における健やかな成長を図るため、健康診査や訪問指導等を実施するとともに、相談体制を整備します。また、育児スキルの向上や育児不安の解消に向けて、子育てに関する情報の一元管理と活用を強化するとともに、子育て中の保護者同士が気軽に交流・情報交換できる場の充実を図ります。

①乳幼児健康診査	保健福祉課
乳幼児の健全な発達を支援するとともに、健康的な生活習慣づくりの支援を行い、小児科医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康診査、相談指導を充実します。また、受診しやすいよう健診の内容などを検討するとともに、未受診者への受診を勧奨します。また、より専門的な相談指導を実施するため、心理師導入の検討も進めます。	
②乳幼児健康相談	保健福祉課
乳幼児健診や育児相談等の機会を利用し、個別で相談に応じます。また、すすく育児相談や電話での相談にも対応します。夜間緊急時の対応として、福島県のこども救急電話相談の周知も行います。	
③乳幼児訪問指導	保健福祉課
全出生児に対して家庭訪問による日常生活指導を行い、疾病の早期発見、治療を促します。また、適切な保健指導を行い育児不安の解消を図ります。面談後には、子育て応援交付金等を支給します。	
④すすく育児相談	保健福祉課
子育てに関する不安や悩みに寄り添い、支援するために月1回の開催を継続します。月齢に応じた育児の仕方や、発育・発達に関する悩み等に保健師や栄養士が対応します。	
⑤離乳食教室	保健福祉課
栄養士を中心として、保護者に離乳食の目的、方法、進め方の指導を行い、離乳食からの食育を推進します。	
⑥母子保健情報の確保・提供	保健福祉課
健康管理システムにおいて、妊娠時の状況から分娩結果、乳幼児健診の結果、予防接種状況までを一元的に管理し、情報が十分活用できる体制を強化します。また、母子手帳アプリ「かわまた元気っ子アプリ」や希望者に対してはメール配信サービス「インフォ@かわまた」を使用し、情報提供を行います。	
⑦子育てお話し会	子育て支援課
子育てに悩みを抱える保護者がグループミーティング方式で、助産師・公認心理師・保健師・子育て相談員等を交えて悩みなどを話し合います。託児サービスも行っていますが、今後は、SNS活用により広報・PRを拡充するとともに、WEB申込みを積極的に取り入れるなど申込みの簡便性を高めることや、保護者がより参加しやすいお話し会となるよう検討していきます。	

2 子どもの心と身体健康づくり

◇現状・課題◇

生活習慣や価値観の変化等に加え、保護者の育児・子育て不安や児童虐待、体力の低下など、家族を取り巻く新たな健康課題が生じてきています。またアンケート調査では、8割以上の保護者が健やかな身体づくり・食育の推進に力を入れるべきだと回答しており、食育に対する関心の高さがうかがえます。

そのため、今後は、子どもの基礎体力の向上や望ましい食習慣に関する知識の普及など、子どもだけでなく保護者も踏まえた健康教育の充実を図り、正しい生活習慣を形成していくことが必要です。

また、子どもの疾病予防と生涯にわたる健康づくりに向け、予防接種等や各種被ばく検査、食材のモニタリング等、原子力災害への継続的な対応も求められています。

(1) 健やかな身体づくりの推進

子どもの生涯にわたる健康づくりに向け、子どもの時期から正しい生活習慣と基礎体力を身に付けるための健康教育を推進するとともに、予防接種事業やむし歯予防の充実を図り、疾病予防と健康の増進に努めます。

①健康教育の充実	学校教育課
健康、安全、食に関する指導の充実と適切に健康を管理・改善する実践力の育成を行います。また、子どもの基礎体力の向上を図る指導を充実します。	
②予防接種の充実	保健福祉課
予防接種についての周知、啓発活動を強化し、子どもの健康管理上重要な伝染病予防のために接種率の向上をめざし、赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等の機会を利用した接種勧奨、未接種者への通知、かかりつけ医での接種を推進するとともに、多様な生活スタイルに対応できるよう広域的な予防接種体制の整備に努めます。また、一部の任意接種については費用の一部を助成するなどの取り組みを行います。	
③むし歯予防事業の充実	保健福祉課
3～4 か月児健診時の保護者への歯科指導から始まり、フッ化物塗布やフッ化物ジェルの配布、フッ化物洗口、歯みがき教室など、乳幼児期から月齢・年齢に応じた事業を展開していきます。また、虫歯のリスクが高い児童への指導を強化していきます。	

(2) 食育の推進

親と子の望ましい食習慣の確立に向け、食の重要性を意識づけるとともに、日常生活の食事についての正しい理解を促すよう、学校や地域での食育の機会の充実を図ります。

①幼児期等における食教育の充実	子育て支援課
認定こども園においては、食育の重要性を意識した食生活習慣を形成するため、乳幼児の発達に応じた食事の提供及び食育を行うとともに、自園給食を実施し園児の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進を図ります。	
②学校給食の充実	学校教育課
日常生活の食事について、正しい理解と望ましい習慣を養い、食育を重視した学校給食の充実に努めます。また、本町の姉妹都市アルゼンチン共和国コスキン市にちなんだ「アルゼンチン給食の日」を設け、多様な食文化についての理解促進を図ります。	
③安全な学校給食の提供	学校教育課
児童・生徒に安全な学校給食を提供するために、提供する食材の放射線量検査を実施します。測定結果は、町ホームページに公表し食の安全に努めます。	
④地元食材を使用した食の提供	学校教育課
地元の食材を使った給食の提供などを実施して、地元食材への関心や知識を高めます。	
⑤郷土愛を育てる実践教育	学校教育課
地元産の食材を食べることにより郷土愛を育てます。また、小・中学校において野菜を育てる授業を実施し、成長過程の記録や収穫体験を行い持ち帰り食べることで、食育の意識を高めます。	

(3) 原子力災害への対応

各種被ばく検査や食品のモニタリング等を実施し、子育て中の保護者の不安軽減に努めます。

①放射線に関する不安軽減への取り組み	保健福祉課・原子力災害対策
ガラスバッジによる外部被ばく線量測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、食品検査等を実施し、育児中の保護者の不安解消に努めます。	

第2節 地域における子育ての支援

1 子育て支援サービスの充実

◇現状・課題◇

女性の社会進出が進み共働き家庭が増加したことにより、保育の必要性は高くなっています。新設した認定こども園について、アンケート調査の自由意見回答では、今までと異なる指導や体験などを期待する声が聞かれる一方で、設備の安全面への不安や、保護者の保育・教育に対する多様なニーズに応える体制や環境整備の必要性が感じられます。

また、保育ニーズの高まりとともに、ファミリー・サポート・センター事業の重要性が高まっており、事業を担う事業者との連携や協力体制の構築が重要となっています。

今後、様々な保育・教育へのニーズに対応するため、こども家庭センターにおける支援の充実、認定こども園における預かり保育等の保育サービスの一層の充実、ファミリー・サポート・センター事業の充実など、既存事業のさらなる充実と新たな取り組みを通じて、子育て家庭を支援していく必要があります。

(1) 教育・保育施設*及び多様で良質な保育サービスの充実

公私連携の幼保連携型認定こども園として令和5年4月1日にかわまた認定こども園を開園しました。こども園は、教育と保育を一体的に行う施設であり、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の良さを併せ持つ施設です。設置・運営は民間事業者である社会福祉法人が行っています。利用者の多様化するニーズに対応し、一体的な教育・保育サービスの提供をめざして、認定こども園のさらなる充実を図ります。

また、地域との交流事業を推進し、地域の子育て力の向上と学校等との連携を進めます。

①一体的な幼児保育環境の拡充	子育て支援課
認定こども園の開設に伴い、今後は教育・保育両面から子どもたちの健やかな成長を支えられるよう、一体的な教育・保育サービスの提供に努めます。	
②認定こども園における教育内容の充実	子育て支援課
認定こども園における教育内容の充実及び職員の資質向上に努めるとともに、ニーズの多様化に伴い、子どもの健やかな成長にとって望ましい園のあり方を検討します。	
③教育・保育事業の充実	子育て支援課
保護者のニーズに合った教育・保育環境や内容等、充実した事業の実施をめざします。	
④認定こども園施設の充実	子育て支援課
良質な教育・保育環境を目的とした施設整備を図ります。	
⑤低年齢児保育の推進	子育て支援課
認定こども園において、新たな教育・保育理念のもと、保護者のニーズに合わせた適正な保育を提供します。	
⑥延長保育の推進	子育て支援課
認定こども園において、保護者のニーズを踏まえながら延長保育を実施します。	

⑦一時預かり保育の充実	子育て支援課
認定こども園において、保護者の疾病や不規則な仕事に対応するため、また、子育てによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、一時預かり保育の充実をめざします。	
⑧こども誰でも通園制度への取り組み	子育て支援課
保護者の就労要件等を問わず、子どもを保育所などの施設に通わせることができる新たな国の制度を令和8年度より実施することに伴い、実施に向けた施設・制度の整備を行います。	
⑨事業所内保育※の推進	子育て支援課
事業所内保育を実施する企業への支援に努めます。	
⑩ファミリー・サポート・センター事業※	子育て支援課
保育ニーズの高まりとともに、ファミリー・サポート・センター事業の重要性が高まってきているため、事業者への助成や事業者との連携強化を図り、事業の充実に努めます。	
⑪子育て支援サポーター派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）	子育て支援課
妊婦または未就学児等を養育する保護者が、体調不良などにより家事・育児を行うことが難しい家庭への支援として、家事・育児に関する支援を行うサポーターを派遣する事業者への助成等を行うなど支援の充実に努めます。また、事業者と連携強化を図り、内容の充実に努めます。	

(2) 経済的支援の充実及び周知

誰もが必要な子育てサービスを受けることができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成を行います。また、制度の周知を行い、円滑な利用促進や支給漏れの無いように努めます。

①こども園の利用料（保育料）の無償化	子育て支援課
利用料（保育料）を全額助成し保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
②こども園の給食費の無償化	子育て支援課
給食費を全額助成し保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
③小中学校給食費の無償化	子育て支援課
給食費を全額補助し保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
④小中学校入学祝金	子育て支援課
小・中学校に入学する児童生徒を養育している保護者に対し入学祝金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	
⑤子ども医療費の無料化	子育て支援課
子どもの疾病等の早期発見・早期治療とともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳以下の子どもの医療費無料化を実施します。	
⑥児童手当制度等の周知	子育て支援課
子育て家庭の経済的支援として、児童手当をはじめ児童扶養手当、特別児童扶養手当等の周知を行います。	

⑦各種貸付事業の推進	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の利用が円滑に行えるよう、制度の周知に努めます。	
⑧奨学資金貸与制度の充実	学校教育課
能力があるにも関わらず、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与することにより就学を支援するとともに、制度の周知徹底を図ります。	

2 子育て家庭と地域のつながりの強化

◇現状・課題◇

保護者が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長していくためには、地域での支えや気軽に相談できる体制の整備が重要となります。アンケート調査では、子育てをする上で必要な周囲からのサポートとして、「保護者のリフレッシュの場や機会の提供」「子育てに関する総合的な情報提供」が挙げられています。

本町では、令和6年度にこども家庭センターを設置し、相談支援や関係機関と連携・調整して支援する体制づくりを進めており、妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とし、医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援ができるよう、体制整備を進めています。

子育て中の保護者や家庭が地域で孤立することなく、必要な時に気軽に情報交換や相談を行えるよう、相談体制や保護者同士の交流機会のさらなる充実について検討を進めます。

(1) 子育てに関する相談及び子育て情報の提供

身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の提供を進めるとともに、各種相談事業の充実に努めます。また、各種子育て支援サービスの充実を図り、町広報誌やインターネットなど各種情報媒体を活用した情報提供を進めます。

①子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充	子育て支援課
こども家庭センターにおいて、相談体制の充実を図り、関係機関と連携し切れ目のない支援を行うとともに、認定こども園に併設の子育て支援センターでの支援に努めます。また、訪問による家事支援、児童の居場所づくり支援等、家庭支援の事業について利用勧奨・措置を検討・実施します。	
②子育て支援の情報提供の充実	子育て支援課
子育てに関する各種イベント情報や地域活動など広報誌に随時掲載するとともに、かわまた元気っ子アプリやSNSを活用した情報提供を行います。また、「子育て支援ガイドブック」を作成し、町ホームページへの掲載や子育て世帯への配布などにより、住民への制度の分かりやすい周知に努めます。	
③相談支援体制の充実	子育て支援課
福島県母子家庭等就業・自立支援センター内で行っている就業相談や福島県自立支援教育訓練給付金事業の周知を行うとともに、子育てお話し会、子育てほっとステーションなど本町の担当窓口での相談体制の充実はもちろんのこと、福島県相談窓口としての県北保健福祉事務所（母子自立支援員）、福島県女性のための相談支援センター、福島県男女共生センター等の情報の提供を図ります。	

(2) 子育て支援の輪と人材の確保

こども家庭センター、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO 等が連携・協力し、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

①子育て支援事業の総合的な推進	子育て支援課
こども家庭センターを核として、子育て支援センター及び関係機関との連携を図り、重層的支援体制※の構築を推進していきます。また、各種事業を通じて、保護者同士の交流や、地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図ります。	
②子育て仲間づくりの推進（育児サークル等）	子育て支援課
育児サークル等保護者同士・子ども同士の交流、情報交換、学習の場をつくることにより、育児の仲間づくりを推進します。	
③地域子育て支援事業の実施	子育て支援課
地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として「子育てほっとステーション」を開催しています。また、子育てについての相談、情報提供及び助言等を行う事業者に対する支援及び事業の啓発等を実施します。	
④スポーツ・レクリエーションを介した親子のふれあいの場の設定	生涯学習課
スポーツやレクリエーションなどで親子がふれあう機会や、ウォーキング大会等での異世代交流の推進を図ります。	
⑤在宅の乳幼児とその保護者のための交流機会の充実	子育て支援課
「子育てほっとステーション」において開催しているイベントを充実させながら、在宅の乳幼児と保護者が集い、遊びや学習を介して交流できる場や機会の充実を図ります。	

第3節 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

1 子どもの居場所・体験機会の提供

◇現状・課題◇

子育て家庭の支援については、就学児に対する支援も重要となります。アンケート調査では、子どもが小学生になったときに放課後に過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ※（わいわいクラブ）」は約6割、「放課後子ども教室※」は約2割とそれぞれニーズが高まっており、放課後児童クラブの利用者数も増加しています。

また、子育てをする上で必要な周囲からのサポートとしては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が最も高くなっています。平成26年にオープンした川俣町子どもの屋内運動場については、令和6年11月に来館者10万人を達成し多くの方々に利用されています。

今後も、多様な方法での子どもの放課後の居場所づくりが重要であり、年齢に応じた子ども同士の居場所を拡充するとともに、豊かな人間性を育むための様々な体験機会を提供していく必要があります。

(1) 放課後児童対策の充実

子どもたちが自分らしく、安全に過ごすことのできる放課後の居場所づくりを推進します。

①放課後児童対策の充実	子育て支援課
保護者のニーズの多様化や放課後児童の健全育成等を踏まえ、放課後児童クラブ（わいわいクラブ）と放課後子ども教室の連携した活用を推進します。	
②放課後児童クラブの充実【わいわいクラブ】	子育て支援課
共働き家庭など日中留守家庭の小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。また、必要に応じ施設整備も図ります。	
③放課後子ども教室の充実【たのしい教室】	子育て支援課
子どもたちが、楽しく安心して過ごせるために学校や公民館などで、勉強やスポーツ、文化活動、地域の方との交流や多世代との交流などを、ボランティアスタッフのサポートを受けながら、自主的に体験できる学びの場を提供します。	

(2) 子どもの居場所・遊び場づくり

地域とのつながりが希薄になっている中、子どもたちが自分らしく安全に過ごすことのできる遊び場や居場所の整備に努めます。

①子どもの居場所づくり事業の充実	生涯学習課
子どもたちの安全で安心な活動場所として、地区公民館や小学校などを活用し、スポーツや文化活動等を通じて、地域住民との交流を図り、子どもたちの豊かな心を育むために事業の充実を図ります。	
②図書事業の充実	生涯学習課
子どもの読書習慣の形成を促進するため、「おはなしのへや」の実施や図書 POP コンクールの開催などを含めた読書活動推進事業を充実します。また、幼児を持つ親子を対象とした読み聞かせのボランティア団体等の協力により、読書の啓発や児童の情操教育の促進を図るとともに、事業が継続できるよう、後進の育成に努めます。加えて、電子書籍と図書管理システムの導入によりさらなる読書機会の提供と促進に努めます。	
③子どもの成長に応じた絵本配布事業	保健福祉課・子育て支援課
子育ての中に本を取り入れ、親子の絆や信頼関係を育む機会として、子どもの成長に応じた絵本を配布します。ブックスタートは、赤ちゃんの本を通じて楽しい時間を分かち合うことを目的とし、3～4 か月児に絵本を配布します。パーソナル知育絵本事業は、子どもが絵本と触れ合う機会を増やし、絵本が子どもの言葉の理解や発達を促せるよう9～10 か月児、1歳6 か月児、2歳6 か月児に、それぞれの月齢に合った絵本を受けとるためのチケットを配布します。ブックフレンズは、3歳6 か月児に、子どもが絵本に親しみ、絵本に楽しむ機会を増やすために絵本を配布します。	
④遊び場・交流空間の整備	子育て支援課
子どもたちが安全に遊べるよう、定期的な遊具の点検・修繕を行うとともに、遊具の状態や地区住民の意向を踏まえ、安全な遊び場の整備・充実に努めます。	
⑤川俣町子どもの屋内運動場の維持管理・運営	子育て支援課
子どもが室内で安全に遊ぶことができるよう、川俣町子どもの屋内運動場（おてひめわくわくランド）の適切な維持管理・運営に努めます。	

(3) 地域や学校での多様な体験活動の場の提供

地域や学校での多様な体験や交流を通して生きる力や豊かな人間性を育むための機会、社会との関わりを実感できる機会の充実を図ります。放課後子ども教室、スポーツ少年団、青少年育成協議会等との連携促進に努め、少子化の中にあっても多様な学習機会、体験機会の維持確保に努めていきます。

①社会参加の促進	生涯学習課
小学生から中学生、高校生において、ボランティア活動やキャリア教育体験活動など、気軽に社会参加できる環境を整備します。	
②ボランティア活動への参加の促進	生涯学習課
子どもたちが地域を知り地域の課題や資源を知る場として、各種ボランティア活動情報の提供や活動できる環境整備を行います。引き続き「学校を核とした地域づくり事業」で、生涯学習課に地域学校協働活動推進員を配置し、ボランティアの登録と育成、学校への派遣調整等を行い、多様な学習機会の提供に努めていきます。	
③地域の社会的環境の整備	生涯学習課
子どもが地域に参画することができるよう、地域の環境美化や自然保護、文化活動などへ参加する機会を検討します。	
④各種社会教育事業の充実	生涯学習課
文化体験教室やファミリー劇場、芸術鑑賞教室などの各種社会教育事業の充実を図り、町内外の多彩な学術・文化・芸術体験を通じて、幼児から中学生まで各年齢に応じた子どもの感性・探究心を育てる環境づくりを推進します。	
⑤自然体験学習事業	農林振興課
本町の豊かな自然を体験し、理解を深めるため、小学生を対象にした自然環境体験や里山登山、木工クラフト体験など森林環境学習を実施します。	
⑥スポーツ少年団活動への支援	生涯学習課
スポーツ少年団への育成補助を行うとともに、スポーツ少年団の団員確保と受け入れ方法や施設の提供、新たな競技団体の組織化等について検討します。	
⑦各種スポーツ教室の充実	生涯学習課
水泳教室やハイキングなどのトレーニング教室やスポーツ教室について、各施設の取り組み状況や町民のニーズを把握しながら支援を行い、スポーツ活動への参加機会の拡充を図ります。また、ニーズに即した新たな教室の検討・開設を行います。	
⑧モノづくり体験の実施	政策推進課
モノづくりを理解するとともに将来の雇用につなげることを目的に、実際にモノづくりを行い、稼ぐ体験をする場を提供します。	
⑨地域文化の継承	生涯学習課
中央公民館、地区公民館を中心として、地域の文化を継承し、次の世代へつなぐための取り組みをしていきます。	

2 魅力ある学校づくり

◇現状・課題◇

今後、社会が急速な変化を遂げていく中で、国際的な視野やコミュニケーション能力など子どもたちに求められる資質・能力がますます多様化していくことが予想され、「豊かな心と創造性」「正しい判断力」「健全な心と体」の調和のとれた力（生きる力）が重要になってきます。

本町では、この生きる力である3つの資質や能力を育成するため、「未来をひらく6つの重点施策」※を設定し、将来を担う人材の育成をめざし、川俣の教育「シルクプラン」※を策定しています。今後も引き続き、魅力ある教育の振興に向け、3つの資質や能力を持ち、意欲的に学び、活力あふれた「未来をひらく創造性豊かなたくましい人間」の育成を図っていくことが必要です。

加えて、学校、地域、庁内他部局及び他団体と緊密な連携を構築し、多様な地域の人々や団体との交流、多様な地域資源の活用、地域の人々の学校運営・教育活動への参加を促しながら、地域に開かれた個性豊かな学校づくりを進めます。

(1) 学校教育の充実

体験的・問題解決的な学習の展開、生命を大切にする心や他人を思いやること、善悪の判断などの規範的意識等を身に付けるための道徳教育の充実、ICT活用、科学・放射線教育・豊かな体験、外国語教育などの特色のある教育、コミュニティ・スクール※による地域に開かれた学校づくり等を推進します。また、学校にスクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※を配置し、こども家庭センターと連携しながら教育相談の充実を図ります。

①『シルクプラン』の推進	学校教育課
「川俣の教育『シルクプラン』」のもと、「つながる教育」をベースに、これまでの「特色ある3つの学習（読み聞かせ・読書活動、土曜・長期休業学習、集団体験学習）」をはじめ、本町ならではの各種教育に重点的に取り組みます。同時に、学校で学んだことが「生きる力」となってつながっていくようにするため、自ら課題を見つけ、自ら考え、判断して行動できるような児童生徒を育成するため、授業の充実を図ります。	
②総合的な学習の時間の充実	学校教育課
探究的な見方・考え方を働かせた横断的・総合的な学習をめざし、学校や地域の特色を活かした学習の計画作成及びそれに基づく実践と、児童・生徒に主体的、創造的な態度を育成するための体験的な学習や問題解決的な学習の展開を図ります。	
③道徳教育の充実	学校教育課
道徳的価値を明確にした指導を学校全体の教育活動を通して推進します。また、内面に根ざした道徳性・規範的意識の育成に努めます。さらに、インターネットや携帯電話におけるモラルや情報リテラシー※の向上に向けて教育や指導のあり方を検討します。	

④特色ある教育と地域に開かれた学校づくりの推進	学校教育課
豊かな個性と創造性を伸ばす、開かれた学校教育を推進し、コンピュータ教育、国際理解教育、ケーナ教室の開催、読書活動の日常化等、地域文化や資源を活かした教育活動の展開を図っています。今後も、読書活動の日常化をはじめとした、様々な教育を推進します。また、子どもたちが情報の成否を判断する能力（メディアリテラシー）の促進に努めます。	
⑤教育相談の充実	学校教育課
教職員研修を充実させるとともに、スクールカウンセラーの配置を推進します。児童委員、PTA、児童相談所等の関係機関・関係団体と連携し、教育相談の充実を図ることで、本人や保護者の要望に応じた教育相談を受けられるように努めます。	
⑥ICTの学びへの活用	学校教育課
GIGA スクール構想※を推進します。	
⑦確かな学力の向上	学校教育課
土曜学習・長期休業学習の場を提供し、主体的な学びの姿勢を育てます。	
⑧外国語教育の充実	学校教育課
外国語指導助手の活用による児童生徒の外国語指導の充実を図ります。	
⑨学びを支える環境づくり	学校教育課
遠距離通学となる児童生徒の通学手段と安全確保のためのスクールバスの運行を実施します。	

(2) 学校・家庭・地域の連携の推進

学校、こども家庭センター、地域、関係団体等が連携し、相談・指導体制の充実を図るとともに、発見された問題に対しては学校、PTA 及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと問題の内容の把握を行いながら、迅速な問題解決に努めます。また、家庭教育の機会等を充実し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

①地域と連携した相談・指導体制の充実	学校教育課
児童委員、PTA、児童相談所等の関係機関・関係団体と連携し、支援を要する児童の早期発見、相談、改善、解決のためのネットワークを強化します。また、「学校へ行こう週間※」の周知を行い、地域住民の学校への理解を深めます。	
②PTA 活動への支援	生涯学習課
子どもや家庭と連携を図るため、PTA 連絡協議会をはじめとした地域住民との交流、ボランティア活動、学習活動等、様々な活動を支援します。また、親世代のニーズに合わせた事業展開、活動支援の促進を図っていきます。	
③ふるさと教育の推進	学校教育課
各学校では、地域の自然や特色を生かした学習（里山登山、ケーナ教室、町の産業学習等）を進めることで、地域の良さに触れ、郷土を愛する心を醸成します。	
④部活動地域移行	学校教育課
すべての部活動において地域移行を行い、効率的な部活動の推進と、地域と協働した学校づくりを図ります。	

第4節 子どもを育てやすい環境の整備

1 子育てしやすい就労環境づくり

◇現状・課題◇

アンケート調査では、父親と比較して母親の方が子育てに専念している家庭が多く、就労状況についても母親の方がパート等で就労している割合が高いなど、就労日数や時間が少ない状況がうかがえます。一方で、フルタイムへの転換希望や就労希望のある母親がいることや、父親の大半が育児休業を取得していない状況がうかがえ、今後は、それぞれの家庭の状況、希望に応じて、地域や企業の理解を得ながら、母親・父親ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりが求められています。

(1) 就労と子育ての両立のための支援

ワーク・ライフ・バランス実現に向けた意識啓発を行うとともに、出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援など、仕事と子育てが両立できるような働きやすい環境をつくるための支援を推進します。

①再就職のための支援	政策推進課
就職面接会等や求人情報、企業情報、資料等を収集・提供し、職業能力開発機会を拡充することで、若者の就職支援や出産や育児により退職した女性の再就職のための普及・啓発を図ります。	
②労働環境等の改善に向けた支援	政策推進課
町内事業者に対し、求職者のニーズにマッチした労働条件の改善や職場環境の整備などに向けた支援を行います。	

(2) 男女共同による子育ての推進

男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、男女雇用機会均等法等の制度理解を図る機会の充実や男女共同参画に関する意識啓発など、年齢や性別にとらわれない社会づくりを推進します。

①男性の健康料理教室の実施	生涯学習課
男性の健康料理教室を実施し、夫婦の固定的性別役割分担意識の改革に取り組むとともに、男女が協力して家庭を築くことの重要性を学ぶ場を提供します。	
②男女雇用機会均等法の遵守	政策推進課
男女雇用機会均等法の普及・啓発を図り、事業所に対し男女雇用機会均等法の制度の理解の促進を図ります。また、労働団体等との意見交換、労働に関する情報の提供、事業者と連携した環境改善なども検討します。	
③男性も含めた子育て学習機会の充実	保健福祉課
夫婦で参加する出産・育児に関する各種教室等を開催し、男性の子育てに対する理解や参画を促します。	
④男女共同参画の意識啓発の推進	政策推進課
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※）の解消を目指し、第2次川俣町男女共同参画推進計画に基づいて、町民や事業所に対してワーク・ライフ・バランスの啓発を図るとともに、男女共同参画推進委員会、学習会、講演会、顕彰制度等を実施し、男女共同参画の意識啓発の推進に努めます。	

2 安全で生活しやすい環境づくり

◇現状・課題◇

アンケート調査では、子育て中に特に困ることについて、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」「子どもが安全に通れる道路がないこと」「交通機関や建物、道路について、ベビーカーでの移動に不自由なこと」が高くなっており、安全な交通環境に対するニーズが高いことがうかがえます。

加えて、近年は子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪などが一層深刻化しています。子どもの安全を確保するための社会的システムの確立に加え、子ども達自身もより安全を意識した知識を身につけることが求められています。

本町では、地域の子どもたちの安全と安心を守るため、防犯活動や、地域による見守り活動等を実施してきましたが、今後も子どもの安全確保の取り組みを進めていくとともに、子どもや子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できる持続可能なまちづくりを行っていくことが求められます。

(1) 安全な道路交通環境の整備

ガードレールの未設置場所の解消など安全性の高い道路や歩道整備を進めるとともに、チャイルドシート着用の啓発など交通意識の醸成のための取り組みを行います。

①子育てに適した道路交通環境の整備	建設水道課
ガードレールの未設置場所や通学路の歩道未設置箇所の解消を継続し、子どもの目線に立った道路交通環境の整備を図ります。	
②チャイルドシート着用の啓発	総務課
4歳未満の乳幼児の保護者に対して、チャイルドシートを貸し出す事業を実施し、着用の啓発を図ります。	

(2) 子どもが安全に過ごすことのできるまちづくり

バリアフリー※等のユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れた公共施設等の整備や、子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備、また、子どもが犯罪等の被害に遭わないような安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

①安全教育の推進	学校教育課
川俣町教育委員会情報発信ネットワークを活用し、交通ルール、マナーを指導する交通安全教室や不審者、声かけ等の対策として防犯教室を開催することにより、子どもたちの安全教育を推進します。また、新1年生全員に防犯ベルを携帯させ、防犯対策に努めます。	
②地域による防犯体制の整備	学校教育課
PTA や老人クラブ「絹の里見守り隊」等の協力による登下校時の見守りや、こども 110 番の家の広報による啓発、防犯パトロールなどを実施し、地域による防犯体制を整備します。	
③子ども見守り事業	子育て支援課
見守り端末を持つ児童が、位置情報を記録する見守りスポットを通過した際、保護者に通知されるシステム（コマモル）の活用など、児童の登下校中の安全の確保と子育て支援環境の充実を図ります。また、利用者のニーズを踏まえながら、見守りスポットの増設を検討していきます。	

第5節 支援が必要な子どもへの支援

1 困難を抱える子どもや家庭への支援

◇現状・課題◇

近年、発達障がい等に関する理解と制度の周知が進みつつある一方で、特に乳幼児期においては、保護者が子どもの発達に関して不安を感じやすいため、きめ細かな相談支援が求められています。

本町では、令和6年度に策定した「川俣町障がい者基本計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき、町内に児童発達支援事業所等を開所させるなど、障がい児施策の推進に取り組んでいます。引き続き、各種制度についての周知・広報を充実させ、より多くの障がい児が適切な支援を受けられよう努める必要があります。

ひとり親家庭に対しては、医療費助成制度や児童扶養手当制度など、各種経済的支援を行ってきました。ひとり親家庭は両親のいる家庭に比べ子育ての負担が大きいことから、引き続きひとり親家庭の安定と自立を促すための総合的な支援が求められます。

国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3年の子どもの貧困率（平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合）は11.5%と、子どもの約9人に1人が経済的な困難を抱えており、子どもの貧困が社会問題化しています。家庭の経済状況等によって、子どもの将来の夢が断たれることがないよう、様々な支援を行っていくことが求められます。

(1) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもに対する必要な相談支援や療育体制の充実、経済的負担の軽減を図るとともに、医療的ケア児についても身近な地域で必要な支援が受けられるよう、こども家庭センターを中心に関係機関が連携し個々の家庭の状況に応じた支援計画を作成する等、専門的対応を図ります。また、町広報誌やホームページなどの啓発・広報活動を充実させ、障がいに対する理解や各種制度に関する周知を図ります。

①療育相談支援の充実	子育て支援課
発達障がい等に関する知識を有する事業所等の職員が、支援を必要とする子どもや、発達が気になる園児の様子を観察しながら、保育に関する指導を行います。また、保護者からの相談に寄り添うとともに、関係機関と連携し支援します。	
②障がい児保育の充実	子育て支援課
認定こども園では、障がいのある子どもたちを受け入れるため、発達障がい等に関する知識を有する職員を配置し、集団保育を行います。また、職員の研修会等を定期開催し、専門性を高めます。	
③特別支援教育の充実	学校教育課
障がいに応じた適正な教育環境を整備するため、小・中学校に子どもの障がいに応じた学級の配置及び施設の充実を図ります。また、精神的・身体的な障がいのある児童・生徒に対して、介助員を配置し、きめ細かな支援を進めます。さらに、特別支援コーディネーター連絡協議会を開催し、障がいのある児童・生徒の支援に努めます。	

③障がい児地域療育等支援事業の推進	保健福祉課
発達の遅れが目立つ児童または障がいのある児童を有する保護者に対して、各種相談・指導・心のケアを実施します。また、すこやか発達支援担当者連絡会を開催し、認定こども園と情報交換を行うとともに、職員に対して療育に関する助言・技術指導を行い、障がいのある児童とその家族の福祉向上を図ります。	
④身体障がい児補装具給付事業	保健福祉課
身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にできるよう、関係機関と連携して利用ニーズを把握し、成長に合わせた必要な補装具の給付を行うとともに、制度の周知に努めます。	
⑤障がい福祉サービス事業（障がい児通所支援）	保健福祉課
心身障がいのある子どもを持つ家庭に対し、障がい福祉サービスの提供を行います。サービスの提供にあたっては、介助者への負担軽減と適切な介助指導を行うとともに、制度の周知を図ります。事業所の開所により、サービスにつながりやすい環境が整備されたことから適切な支援のさらなる充実に努めます。	
⑥身体障がい児日常生活用具給付事業	保健福祉課
日常生活に必要な生活用具や住宅改修費等を給付（貸与）することにより、在宅の障がいのある子どもが活動できる範囲を広げ、あるいは生活の質の向上を図り、障がいのある子どもの日常生活の便宜を図るとともに、制度の周知に努めます。	
⑦福島県特別支援教育センターでの相談業務	学校教育課
心身障がいのある子ども、また、障がいがあると思われる子どもと保護者を対象に、障がいの状態に合わせた適正な就学や早期教育の実施、家庭や学校での指導、進路に関する相談の円滑化を図ります。	
⑧通級指導教室の運用	学校教育課
特別な指導を必要とする児童に配慮した授業を行います。	
⑨医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	保健福祉課
定期的開催し、障がいのある子どもの地域生活を支援するための検討を進めます。また、コーディネーターの設置も行います。	
⑩軽度・中等度難聴児に対する支援	保健福祉課
軽度・中等度難聴児を対象とした補聴器購入費等助成事業の実施を検討します。	

(2) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、引き続き経済的支援を行うとともに、福島県が実施する就業相談や各種給付金事業などの情報提供を行うなど、生活の安定と自立を支援します。

①児童扶養手当	子育て支援課
ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、該当する方の申請受付を行います。	
②母子・父子・寡婦福祉資金貸付	子育て支援課
母子・父子・寡婦家庭等の経済的自立や児童の福祉向上を図るため、希望する方の申請受付を行います。	
③ひとり親家庭医療費助成事業	子育て支援課
ひとり親家庭の医療費を助成し、経済的負担軽減を図ります。	
④ひとり親家庭中学校卒業図書カード贈呈	子育て支援課
ひとり親家庭の子が中学校卒業にあたり1人2,000円の図書カードを贈呈します。	
⑤相談支援	子育て支援課
こども家庭センターのほか重層的支援体制で、さまざまな相談に応じ関係機関と連携し支援します。県が設置する「女性のための相談支援センター」の情報を提供します。	
⑥就業支援	子育て支援課
必要な方に福島県が実施する「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の情報を提供します。また、関係課と連携しハローワークの情報を提供します。	

(3) 子どもの貧困対策の充実

こども家庭センターを中心に関係機関が連携し、生活に困難を抱えていると考えられる子どもや家庭の実態把握に努めるとともに、教育支援、生活支援、経済的支援、保護者に対する就労の支援など、多様な支援を推進します。

①相談支援	子育て支援課・保健福祉課
スクールソーシャルワーカー等による相談支援や、子ども家庭相談員による相談支援など、こども家庭センターを中心に関係機関が連携し重層的支援体制でさまざまな相談に応じた支援を行います。	
②要保護・準要保護児童生徒援助費	学校教育課
学用品等学校で必要な費用の一部を援助し経済的負担の軽減を図ります。	
③こども園実費徴収額の一部補助	子育て支援課
こども園在園の低所得世帯の実費徴収額の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	
④奨学資金の貸与	学校教育課
奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図ります。	
⑤放課後児童クラブ（わいわいクラブ）の保育料を軽減	子育て支援課
低所得世帯について、放課後児童クラブ（わいわいクラブ）の保育料を軽減し経済的負担の軽減を図ります。	

2 子どもの権利擁護・虐待防止

◇現状・課題◇

近年、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。そのような中、子どもの不登校等の反社会的・非社会的行動、保護者等による児童虐待、ヤングケアラー※の問題等多くの課題があります。

全ての児童は、適切な教育を受け、その生活が保障され、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られる権利を有していることから、これらの児童の福祉を保障し子どもの健やかな育ちを確保するため、こども家庭センター、川俣町子ども家庭支援ネットワーク（川俣町要保護児童対策協議会）、関係各課及び関係機関の連携を一層強化し、ハイリスクケースの早期発見・早期対応、虐待の未然防止や早期発見・対応等、切れ目のない支援が求められています。

(1) 子どもの権利の擁護の推進

子ども一人ひとりが幸福に、愛情に満ちた環境の中で成長する権利を守り育むため、児童虐待やヤングケアラーなどさまざまな問題に対する情報提供及び相談対応を行い、川俣町子ども家庭支援ネットワーク等の連携を強化し、児童虐待防止を図ります。また、こども家庭センターにおいては、妊娠、出産、子育てに関する情報を提供するとともに、子育て世代が抱えるさまざまな悩みや困りごと等への相談支援を行い、関係機関と連携調整し、安心して子育てができるよう切れ目のない支援を行います。

①子どもの人権に関する問題への対応（川俣町子ども家庭支援ネットワーク等の連携強化）	子育て支援課
いじめ、児童虐待、ヤングケアラー等さまざまな問題に対応するため、川俣町子ども家庭支援ネットワークの構成機関と相互の連携を強化し、ケース会議等を実施する等、問題解決のため協力連携し対応します。	
②こども家庭センターによる情報提供及び相談支援の実施	保健福祉課・子育て支援課
こども家庭センターでは、安心して子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに関する情報を提供し、子育て世代が抱えるさまざまな悩みや困りごと等の相談に応じ、関係機関や家庭と連携協力のうえ必要に応じて支援プランの策定を行うなど、切れ目のない支援を行います。	

(2) 児童虐待防止対策の拡充

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、町と児童相談所をはじめとした川俣町子ども家庭支援ネットワーク等関係機関と連携し対応するとともに、児童虐待等の被害を受けた子どもへ必要な支援を行います。

①乳幼児虐待予防事業	保健福祉課
育児不安等による虐待ハイリスクケース把握を行い、悩み相談や指導、子育てお話し会への参加を勧奨し、虐待予防に努めるとともに、各種健診、すくすく育児相談での保健指導を通じて、育児不安の軽減に努めます。また、健診未受診者や予防接種未接種者には電話や訪問を行い、家庭状況の把握に努めます。産後1年以内の産婦を対象とした「産後ケア事業」を実施し、専門家（助産師）による育児支援を行います。	
②児童相談所との連携強化	子育て支援課
専門性を持つ児童相談所と、住民に身近な町がそれぞれ持つ機能において役割分担し、連携のうえ支援します。	
③ヤングケアラーの実態把握	子育て支援課
子ども・子育て支援法改正により、支援対象を把握することを目的とした実態把握を行う必要があることから、関係機関と連携し調査方法の検討を行います。	
④ヤングケアラーへの支援	子育て支援課
把握したヤングケアラーについて、関係機関と連携し支援します。	

第5章 子ども・子育て支援制度に 基づく事業の展開

第1節 子ども・子育て支援制度の概要

1 子ども・子育て支援制度の給付や事業

(1) 制度の全体像

子ども・子育て支援制度は、令和元年10月に改正され、現行の「子どものための教育・保育給付」、「地域子ども・子育て支援事業」、及び幼児・教育の無償化の実施のための「子育てのための施設等利用給付」の3つの構成となりました。

この改正により、これまで「子ども・子育て支援給付」の対象外であった幼稚園（未移行）、特別支援学校（幼稚部）、預かり保育、認可外保育施設等の利用費が、「施設等利用給付」の認定を新たに受けることで無償化の対象となりました。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



(2) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分は、教育・保育給付の3区分及び施設等利用給付の3区分で、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

①教育・保育給付の認定区分

保育所、認定こども園、新制度に移行した私立幼稚園、町立幼稚園等を利用するために必要な認定です。

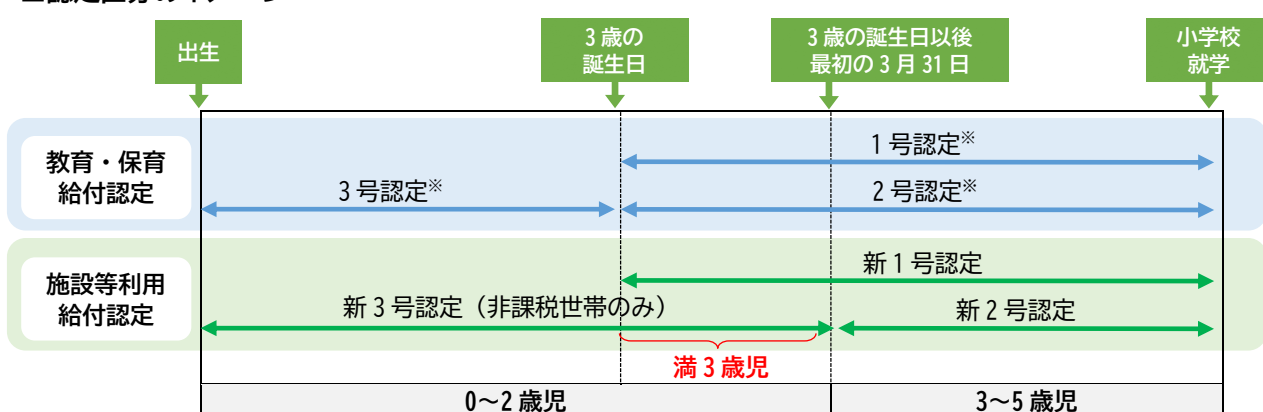
認定区分	対象者	提供施設・事業
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業※

②施設等利用給付の認定区分

私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定です。

認定区分	対象者	提供施設・事業
新1号	私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）を希望する <u>満3～5歳児</u>	私立幼稚園 特別支援学校など
新2号	私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用を希望する、 <u>保育の必要とする理由に該当する3～5歳児（注1）</u> 注1：満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子ども	認定こども園、幼稚園、 特別支援学校（満3歳児：新3号、年少児：新2号）、 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで：新3号、3歳児から：新2号）
新3号	私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等を希望する、 <u>町住民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する0～2歳児（注2）</u> 注2：満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子ども	

■認定区分のイメージ



2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、全町的な利用ニーズに対応している現状を踏まえ、さらに効率的に教育・保育資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

第2節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施期間

1 前提となる事項

量の見込みにあたっては、以下の項目を念頭に検討を行います。

■量の見込みにおける国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分に加え、0歳、1歳、2歳、3～5歳の3区分で設定する。
※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）
※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する（ワークシート有）

2 教育・保育の提供体制の量の見込みと確保内容及びその実施時期

(1) 量の見込みと確保内容及びその実施時期

■提供体制、確保策の考え方

○教育の定員数については、令和6年度現在、認定こども園1園（かわまた認定こども園）、公立幼稚園1園（山木屋※現在休園中）での提供体制があります。

○保育の定員数については、令和6年度現在、かわまた認定こども園での提供体制があり、長時間の預かり保育も行っています。

○令和7年度から令和11年度にかけては、児童人口は減少するものの、各家庭のニーズに応じた教育・保育サービスを提供することが重要となります。

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人

		令和7年度					令和8年度					令和9年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳 (教育)	3～5歳 (保育)	0歳 (保育)	1歳 (保育)	2歳 (保育)	3～5歳 (教育)	3～5歳 (保育)	0歳 (保育)	1歳 (保育)	2歳 (保育)	3～5歳 (教育)	3～5歳 (保育)	0歳 (保育)	1歳 (保育)	2歳 (保育)
① 量の見込み		30	67	18	23	20	26	70	17	22	22	26	68	16	21	21
② 確保の内容	認定こども園、保育所(教育・保育施設)	60	90	18	25	25	60	90	18	25	25	60	90	18	25	25
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0			0	0	0
②－①		30	23	0	2	5	34	20	1	3	3	34	22	2	4	4

		令和10年度					令和11年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳 (教育)	3～5歳 (保育)	0歳 (保育)	1歳 (保育)	2歳 (保育)	3～5歳 (教育)	3～5歳 (保育)	0歳 (保育)	1歳 (保育)	2歳 (保育)
① 量の見込み		24	64	15	20	20	24	63	15	19	19
② 確保の内容	認定こども園、保育所(教育・保育施設)	60	90	18	25	25	60	90	18	25	25
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0
②－①		36	26	3	5	5	36	27	3	6	6

注：教育：教育のみ、保育：保育の必要性あり

(2) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

■教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の預かり保育のあり方等について、引き続き具体的な検討を進めていきます。
- また、検討にあたっては、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児など、外国につながる幼児が円滑な教育・保育の利用ができるよう適切な支援を行います。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、事業者への支援に努めます。
- 就学前から小学校への円滑な移行をめざし、認定こども園等と小学校との情報交換等、連携接続に努めます。
- 教育・保育に携わる職員の資質向上のための研修を行うとともに、幼児教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置を検討します。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

1 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

■事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園において保育を実施する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

現在、実施している事業を推進しつつ、保育士の配置等の実施体制の整備を図ります。あわせて仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	34	34	34	34	34
確保の内容(延人／年)	34	34	34	34	34

(2) 放課後児童健全育成事業

■事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

■提供体制、確保策の考え方

現在、町内では、「わいわいクラブ」1か所で、小学1年生から小学6年生までを対象に実施しています。今後、「放課後子ども教室」との連携した活用を推進します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人／年)	1年生	12	12	10	10	8
	2年生	19	17	17	14	15
	3年生	15	13	12	12	10
	4年生	10	11	10	9	9
	5年生	9	7	8	7	6
	6年生	8	8	6	7	6

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容 (実人／年)	1年生	12	12	10	10	8
	2年生	19	17	17	14	15
	3年生	15	13	12	12	10
	4年生	10	11	10	9	9
	5年生	9	7	8	7	6
	6年生	8	8	6	7	6

(3) 子育て短期支援事業

■事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

■提供体制、確保策の考え方

今後、利用ニーズの動向を注視しつつ、町内のNPO法人等の委託契約や近隣市町村の施設との利用契約の締結などにより、事業の実施を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	1	1	1	1	1
確保の内容(実人／年)	1	1	1	1	1
確保の内容(か所)	1	1	1	1	1

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

公共施設や保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■提供体制、確保策の考え方

現在、本町では、認定こども園内に「子育て支援センター」を設置、また町保健センターにおいて「子育てほっとステーション」を実施し、子育てについての講習会、保護者同士の情報交換や子育てアドバイザーによる悩みや困りごとなどの相談対応、町民同士の交流を行っています。今後は、認定こども園の開設により廃園となった施設等を活用した新たな拠点の整備を検討します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	1,730	1,938	2,146	2,354	2,563
確保の内容(延人／年)	1,730	1,938	2,146	2,354	2,563
確保の内容(か所)	2	2	2	2	2

(5) 一時預かり事業

■事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■提供体制、確保策の考え方

保護者の就労などの保護者のニーズに対応することができるよう、受け入れ体制の拡充に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人/年）	1,036	986	938	893	850
確保の内容（延人/年）	1,036	986	938	893	850
確保の内容（か所）	3	3	3	2	2

(6) 病児・病後児保育事業

■事業の概要

病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

現在、町内に提供する病院等はなく、民間事業者が対応しています。

今後も緊急サポート事業として対応していくとともに、町内医療機関等への委託、協力を要請するなどの方法を検討します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延人／年）	19	19	19	19	19
確保の内容（延人／年）	19	19	19	19	19
確保の内容（か所）	1	1	1	1	1

(7) ファミリー・サポート・センター事業

■事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、乳幼児・児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■提供体制、確保策の考え方

ファミリー・サポート・センター事業については、令和6年度現在、民間事業者で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	508	508	508	508	508
確保の内容(延人／年)	508	508	508	508	508
確保の内容(か所)	1	1	1	1	1

(8) 妊婦健康診査事業

■事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するよう、妊婦の健康状態の把握や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた検査を実施する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

県内の医療機関は委託契約、県外の医療機関は委託契約または償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めます。産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。

また、安心して出産できるよう定期の妊婦健診や自宅訪問相談を継続します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	391	390	389	388	387
確保の内容	全国の産科医療機関、助産院において実施				

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の概要

生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■提供体制、確保策の考え方

保健師による訪問を実施するとともに、訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業につなげるなど積極的な支援に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	32	31	29	27	27
確保の内容	保健師による訪問				

(10) 養育支援訪問事業

■事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

保健師等による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	17	16	15	14	14
確保の内容	保健師による訪問				

(11) 利用者支援事業

■事業の概要

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設（認定こども園等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう利用者支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

こども家庭センターにおいて、子育て相談や必要な情報提供、関係機関との連絡調整等を行っています。今後も、育児の情報交換や子育ての悩み相談を充実し、子育て家庭に寄り添った、幅広い子育て支援ができるようにします。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
確保の内容 (か所)	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費等、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■提供体制の考え方

保護者の世帯所得状況などを勘案しながら、支援の充実に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人／年)	日用品・文房具等	40	40	40	40	40
	副食費	0	0	0	0	0
確保の内容 (実人／年)	日用品・文房具等	40	40	40	40	40
	副食費	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者等が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

■提供体制の考え方

町民のニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の充足のためには、民間事業者等、多様な事業者が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握し体制を整えます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

■事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■提供体制、確保策の考え方

令和6年度現在、家事・育児のサポーター派遣については民間事業者において実施しており、助成していますが、今後は事業内容の見直しを図りながら、支援の充実に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	158	149	140	130	122
確保の内容(延人／年)	158	149	140	130	122

(15) 児童育成支援拠点事業

■事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、子どもの居場所となる場を確保し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

今後、利用ニーズの動向を注視しつつ、民間事業者との連携も含めニーズに応じた事業の構築に向けて調査研究に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	24	23	21	20	18
確保の内容(実人／年)	24	23	21	20	18

(16) 親子関係形成支援事業

■事業の概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

■提供体制、確保策の考え方

今後、利用ニーズの動向を注視しつつ、民間事業者との連携も含めニーズに応じた事業の構築に向けて調査研究に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人／年)	36	35	35	34	34
確保の内容(実人／年)	36	35	35	34	34

(17) 妊婦等包括相談支援事業

■事業の概要

妊婦・産婦や配偶者、子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援とあわせて、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業です。

■提供体制、確保策の考え方

令和4年度より、出産・子育て応援給付金事業として、伴走型相談支援と経済的支援（出産応援給付金・子育て応援給付金）を実施しています。利用者支援事業の規定が一部改正されることにより、令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業」として位置づけ一体的に推進します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	1組当たり面談回数	84	82	76	71	71
確保の内容（回）	こども家庭センター	84	82	76	71	71
	上記以外	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■事業の概要

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が施設を利用し、他の児童と関わったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度より全ての自治体で実施することとされています。

■提供体制、確保策の考え方

今後、利用ニーズの動向を注視しつつ、民間事業者と連携し事業の実施を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人／日)	0歳児		2	2	2	2
	1歳児		2	2	2	2
	2歳児		2	2	2	2
確保の内容 (人／日)	0歳児		2	2	2	2
	1歳児		2	2	2	2
	2歳児		2	2	2	2

(19) 産後ケア事業

■事業の概要

産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、日帰り型、宿泊型でケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

■提供体制、確保策の考え方

現在、福島県助産師会に委託し事業を実施しています。今後は事業の見直しを図りながら事業の充実に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延人／年)	1	1	1	1	1
確保の内容(延人／年)	1	1	1	1	1

第 6 章 計画の推進

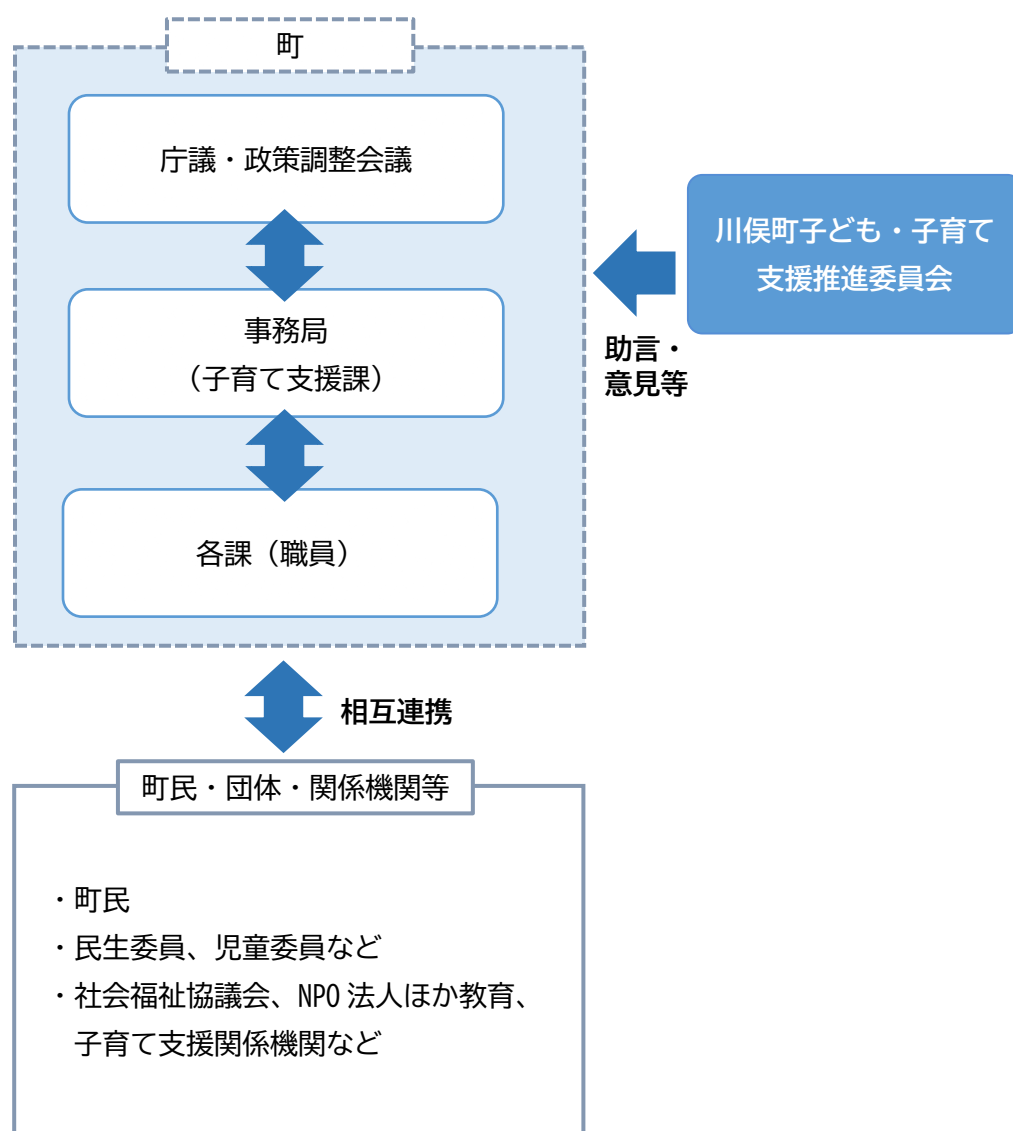
第1節 計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービス量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

このため、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、学校、地域、その他の団体・関係機関等との連携・協働により取り組んでいきます。

また、計画の策定にあたっては、町民目線による意見を反映させるため、子どもの保護者や子育て支援事業に従事する方、学識経験者等により構成する、川俣町子ども・子育て支援推進委員会を開催し、計画推進全般に対する意見等をいただきます。

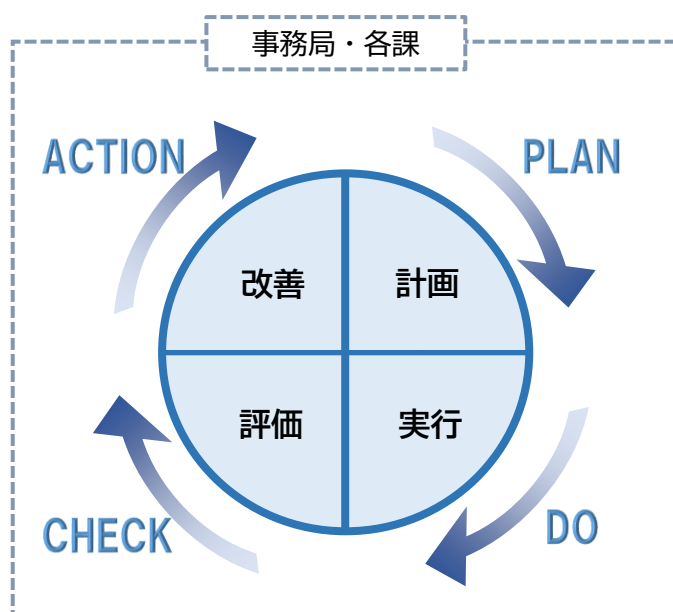
■計画推進体制



第2節 計画の進行管理

本計画の推進管理にあたっては、計画策定に携わった町内関係各課と連携し PDCA マネジメント・サイクルの運用を基本とし、急速な技術進歩の動向や財政状況、国の動向等を見極め、計画変更の要否も含めて継続的に検討しながら進捗管理を行います。

また、実施状況やその成果等に対し、川俣町子ども・子育て支援計画推進委員会から様々な意見を聴取しながら、計画の見直し等にも反映していきます。



【PLAN（計画）】

年度当初に前年度の評価結果等を踏まえ、当年度における事業計画を設定します。

【DO（実行）】

年度ごとに設定した目標や事業計画に基づき、各担当課等において各施策や取り組みを実施します。

【CHECK（評価）】

年度ごとに設定した目標や事業計画を達成することができたか、実施状況と達成状況を確認していきます。

【ACTION（改善）】

自己評価結果で、目標や事業計画を達成することができなかった場合は、次年度における改善策を講じるとともに、達成できた場合であっても、更なる取り組みの拡大を目指します。

資料編

第1節 策定の経過

年 月 日	会議・内容等
令和6年1月25日	○令和5年度第1回川俣町子ども・子育て支援推進委員会 ・川俣町子ども・子育て支援推進委員会規則について ・川俣町子ども・子育て支援事業計画について ・子育て支援に係るアンケート調査について
令和6年2月22日～3月12日	○子育て支援に係るアンケート調査の実施 ・町内在住の就学前の児童のいる世帯273件（回収率35.9%）、町内在住の小学生の児童のいる世帯342件（回収率35.1%）に対してアンケート調査を実施
令和6年7月9日～ 令和6年7月18日	○関係各課事業の実績確認・評価検証 ・「第二期川俣町子ども・子育て支援事業計画」関連施策の実績確認・評価検証
令和6年8月6日	○関係各課ヒアリング ・「第二期川俣町子ども・子育て支援事業計画」関連施策について ・今後の取り組みについて
令和6年8月28日	○令和6年度第1回川俣町子ども・子育て支援推進委員会 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査 調査結果報告書【概要版】について ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和6年9月4日	○教育委員会定例会 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和6年11月28日	○令和6年度第2回川俣町子ども・子育て支援推進委員会 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（素案）の確認について
令和6年12月26日	○政策調整会議 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年1月6日	○教育委員会定例会 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年1月14日	○庁議 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（素案）について

令和7年1月15日～ 令和7年1月31日	○第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（素案）の町民意見募集（パブリックコメント） ・町ホームページ、SNS（Ka-LINE）での周知 ・町ホームページのほか役場保健福祉課、子育て支援課、中央公民館（事務室、図書室）、各地区公民館、かわまた認定こども園、とんやの郷、川俣町社会福祉協議会、川俣町地域包括支援センター「くるまる」（済生会川俣病院内）、おてひめわくわくランドでの閲覧を実施
令和7年2月10日	○教育委員会定例会 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年2月14日	○令和6年度第3回川俣町子ども・子育て支援推進委員会 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年2月28日	○令和7年第3回議会全員協議会 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年3月3日	○庁議 ・第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画の決定

第2節 川俣町子ども・子育て支援推進委員会規則

平成28年9月23日

教委規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、川俣町附属機関の設置に関する条例（令和3年川俣町条例第1号）第2条の規定に基づき、川俣町子ども・子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業の施策に対する効果検証に関すること。
- (3) その他、町が実施する子ども・子育て支援に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。この場合において、第6号に規定する者のうち2名以内については公募するものとする。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(川俣町子ども・子育て支援推進委員会設置要綱の廃止)

2 川俣町子ども・子育て支援推進委員会設置要綱（平成 28 年川俣町教委告示第 6 号）は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に廃止前の川俣町子ども・子育て支援推進委員会設置要綱の規定により置かれている川俣町子ども・子育て支援推進委員会及び委員に任命されているものは、この規則により置かれた川俣町子ども・子育て支援推進委員会及び委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止前の川俣町子ども・子育て支援推進委員会設置要綱の規定により任命された日から起算する。

附 則（令和 5 年教委規則第 21 号）

この規則は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

第3節 川俣町子ども・子育て支援推進委員会委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属団体等名称	委員選出区分 (要綱第3条、第4条)
1	池田 義寛	川俣町 PTA 連絡協議会 副会長	子どもの保護者
2	斎藤 聡子	かわまた認定こども園保護者会 会員	
3	成尾 久美	育児サークルはらぺこクラブ 代表	
4	高橋 聡	川俣町商工会青年部 副部長	事業主代表
5	佐久間 千穂	川俣地区労働福祉協議会	就労者代表
6	井上 由香里	特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけ 職員	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者
7	(副委員長) 塚野 薫	川俣町社会福祉協議会 かわまた認定こども園 園長	
8	渡邊 栄子	川俣町民生(児童)委員協議会 民生児童委員	子育て支援に関し 学識経験のある者
9	(委員長) 二谷 京子	福島学院大学 福祉学部こども学科 準教授 認定こども園 園長	
10	長澤 ひろみ	公募委員	その他町長が必要と 認める者

第4節 用語集

あ行

アンコンシャス・バイアス

「無意識の思い込み、偏見」と訳され、誰かと話すときや接するときに、これまでに経験したことや、見聞きしたことに照らし合わせて、あらゆるものを「自分なりに解釈する」という脳の機能によって引き起こされるもの。

1号認定

満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前の子ども。

エジンバラ

エジンバラ産後うつ病自己評価票（Edinburgh Postnatal Depression Scale：EPDS）のことで、産後うつ病のスクリーニングを行うためのスケール。10種類の質問項目に対して、結果を点数化してスクリーニングを行う。

か行

GIGA スクール構想

1人1台端末と、通信ネットワーク整備により、個別最適化した学びの提供を目的としたもの。

学校へ行こう週間

学校を開放し授業や行事、給食や清掃など、子どもの様子を自由に見ることができ、保護者や地域の人々による学校教育への理解と関心を深め、開かれた学校づくりを推進する期間。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

かわまた元気っ子アプリ

子育て世代の妊娠から出産、育児をサポートし、安心して地域で子育てが楽しめるよう、子どもの成長記録が残せたり、予防接種のスケジュール管理や町の子育てイベントの日程の確認などを行うことができるアプリ。

コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（期間）に生まれた人の集団のことを表す。「コーホート変化率法」とは、このコーホートごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

こども家庭センター

子育て世代が抱えるさまざまな不安や悩み、困りごとなどの相談に応じ、関係機関と連絡・調整し安心して子育てができるように支援するための組織。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民や保護者が連携・協働して子どもたちを育てる学校づくりを目指す仕組み。

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

さ行

3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

重層的支援体制

地域住民の複雑化・複合化した課題に対し、一体的に相談・支援を行う包括的な支援体制。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

情報リテラシー

情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力のこと。

シルクプラン

「知・徳・体の調和のとれた未来をひらく創造性豊かでたくましく生きる人間」の育成を図る本町が目指す教育の方針。本町ならではの重点的に取り組む各種教育に取り組むとともに、学校で学んだことが「生きる力」となってつながっていくようにするため、自ら課題を見付け、自ら考え、判断して行動できるような児童生徒を育成していくもの。

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒、保護者、教職員の心のケアや精神的なサポートを行う心理の専門家。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野と社会福祉の専門知識や技術を活かして、問題を抱える児童生徒やその家族を支援する専門職。

た行

地域型保育給付

地域型保育事業への給付。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称。

地域子育て支援拠点

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。「子育てサロン」等が該当し、市町村やその助成を受けた社会福祉法人等が設置している。

な行

2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

は行

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人等の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後子ども教室

放課後に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室等を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする文部科学省主導の取り組み。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。（放課後児童健全育成事業）

ま行

未来をひらく6つの重点施策

川俣町教育委員会の基本方針『未来をひらく創造性豊かでたくましく生きる人間』の育成を具現するために設定した重点施策。①生涯学習社会の形成をめざした町ぐるみの生涯学習活動の推進②豊かな個性と創造性を伸ばす学校教育と幼児教育の推進及び連携・接続③ 青少年を健やかに育成するための組織や協力体制の強化促進④ 自らの健康と体力の向上を目指す体育・スポーツの推進⑤ 伝統と芸術に満ちた文化活動及び文化財保護活動の推進⑥ 次世代を担う子どもの確かな成長を支える子育て支援の推進。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など様々な個性や違いを超えて、誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っていかうとする考え方。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活をバランスよく両立させること。

第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和 7 年 3 月

発 行：福島県川俣町

編 集：川俣町 子育て支援課

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

電話 024-566-2111

FAX 024-566-2438

URL <http://www.town.kawamata.lg.jp/>



第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行:川俣町 子育て支援課

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

TEL:024-566-2111 FAX:024-566-2438